

刈谷市

令和7年度 ▶ 令和 11 年度



目 次

第1章 計画の概要 ······	3
1 計画策定の背景 ······	3
2 計画の法的根拠と位置づけ ······	4
3 こどもに関する施策の動向 ······	5
4 計画の期間 ······	6
5 SDGs との関連 ······	6
第2章 こども・子育てをとりまく現状 ······	7
1 刈谷市の現状 ······	7
2 第2期計画の評価 ······	13
3 ニーズ調査の結果と分析 ······	23
4 こども・若者等の意見 ······	38
5 刈谷市の課題 ······	57
第3章 計画の基本的な考え方 ······	59
1 基本理念 ······	59
2 基本目標 ······	60
3 必要な視点 ······	61
4 計画の体系 ······	62
第4章 施策の展開 ······	63
1 こども・若者の権利の尊重 ······	63
2 こども・若者が健全に育つ環境の整備 ······	67
3 安心して子育てできる環境の構築 ······	72
4 社会全体での子育ての推進 ······	76
第5章 量の見込みと確保方策 ······	78
1 教育・保育提供区域の設定 ······	78
2 量の見込みと確保の内容 ······	79
3 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保 ······	94
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の方策 ······	96
第6章 計画の推進に向けて ······	97
1 子ども・若者計画の観点から ······	97
2 こどもの貧困対策についての計画の観点から ······	98
3 少子化社会対策大綱についての観点から ······	99
4 PDCA サイクル ······	100
資料編 ······	101
1 用語解説 ······	101
2 策定経過 ······	104
3 関連リンク集 ······	106

第1章 計画の概要

計画策定の背景



国は、急激な少子化などの社会情勢を背景に、こどもを中心とした「こどもまんなか社会」を目指すことを宣言しました。これは、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会をめざす考え方です。この考え方を中心に、国は、令和5年12月に「こども大綱」を決定しています。

本市では、すでに第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画において、「子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと子育てを支援する」ことを目指して施策を進めてきたところですが、こども大綱にある基本的方針を計画の指針としながら、新たに「こども計画」を策定することいたします。

第8次刈谷市総合計画で「人が輝く安心快適な産業文化都市」を目指すように、この計画では、「こども・若者が今から将来にわたり輝きを放ち、保護者の皆様も子育てを楽しみながら輝きを放つまち」を社会全体でともに創り上げていくことを目指します。

2

第1章 計画の概要

計画の法的根拠と位置づけ



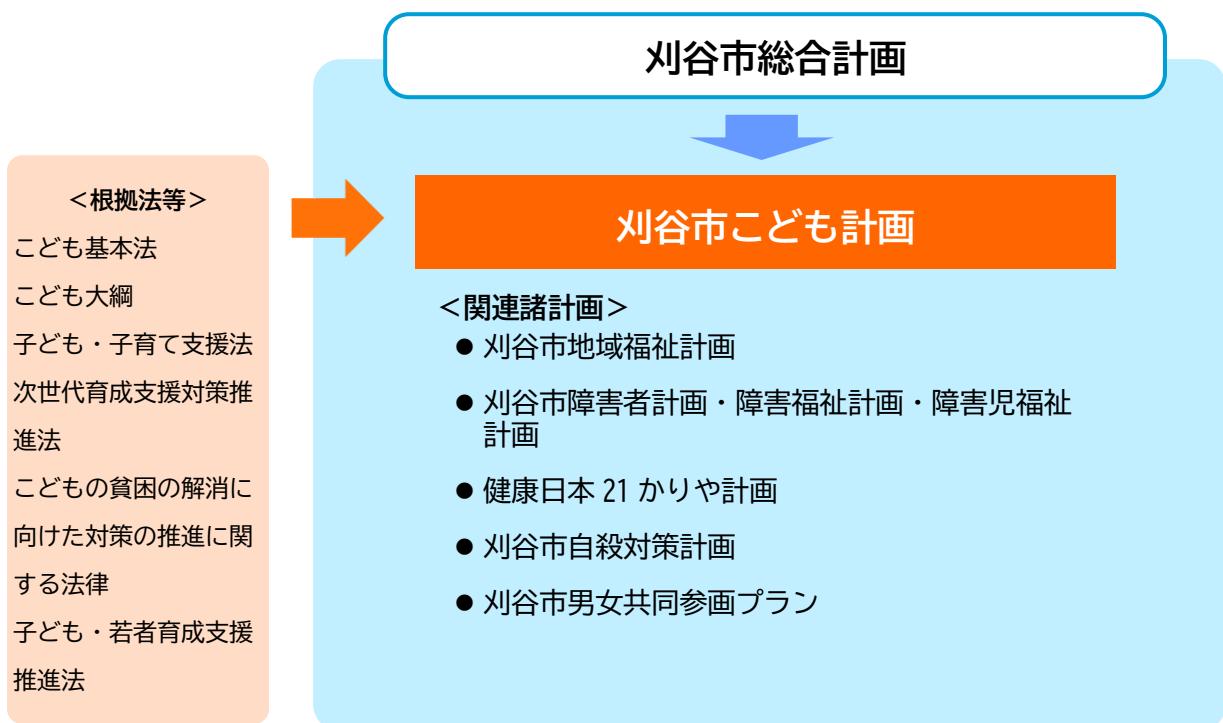
本計画は、「こども基本法」（第10条第2項）に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び愛知県計画を踏まえ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。本計画は、こども大綱にも記載されているとおり、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が示す施策を内包する計画として策定するものです。

また、本計画は、「子ども・子育て支援法」（第61条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」（第8条第1項）に定める「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（第12条第1項）に定める「自立促進計画」としての位置付けも担う計画として策定するものです。

なお、本計画においては、こども大綱と同様に、「こども」「若者」「子ども・若者」という表現を用いることを基本とし、個別法の引用に限って個別法の定義に基づく表現を用いることとします。

こども関連施策の概要

法律	こども基本法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画についての規定	市町村こども計画（第10条2） <ul style="list-style-type: none">市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。	市町村子ども・子育て支援事業計画（第61条） <ul style="list-style-type: none">市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	市町村行動計画（第8条） <ul style="list-style-type: none">市町村は、行動計画策定指針に即して、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。
その他	<ul style="list-style-type: none">こども施策に関する大綱（第9条）について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。こども施策に係ることも等の意見を反映することが規定されている。（第11条）	<ul style="list-style-type: none">記載事項（基本的記載事項、任意記載事項）が規定されている。（第61条2、3）	<ul style="list-style-type: none">一般事業主行動計画（常用雇用100人超の事業主）の策定。特定事業主行動計画（国及び地方公共団体）の策定。子育てサポート企業の認定（くるみん認定）。
		第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画の範囲	
			刈谷市こども計画の範囲



3

第1章 計画の概要

こどもに関する施策の動向



「こどもまんなか社会」をめざす『こども大綱』には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現などが記載されています。

4

第1章 計画の概要

計画の期間



本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画									

刈谷市こども計画

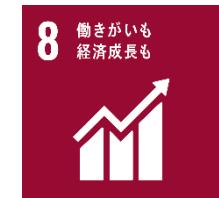
5

第1章 計画の概要

SDGs との関連



SDGs（持続可能な開発目標）については、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。本計画においては、以下の9つの目標と関連づけて施策を推進します。



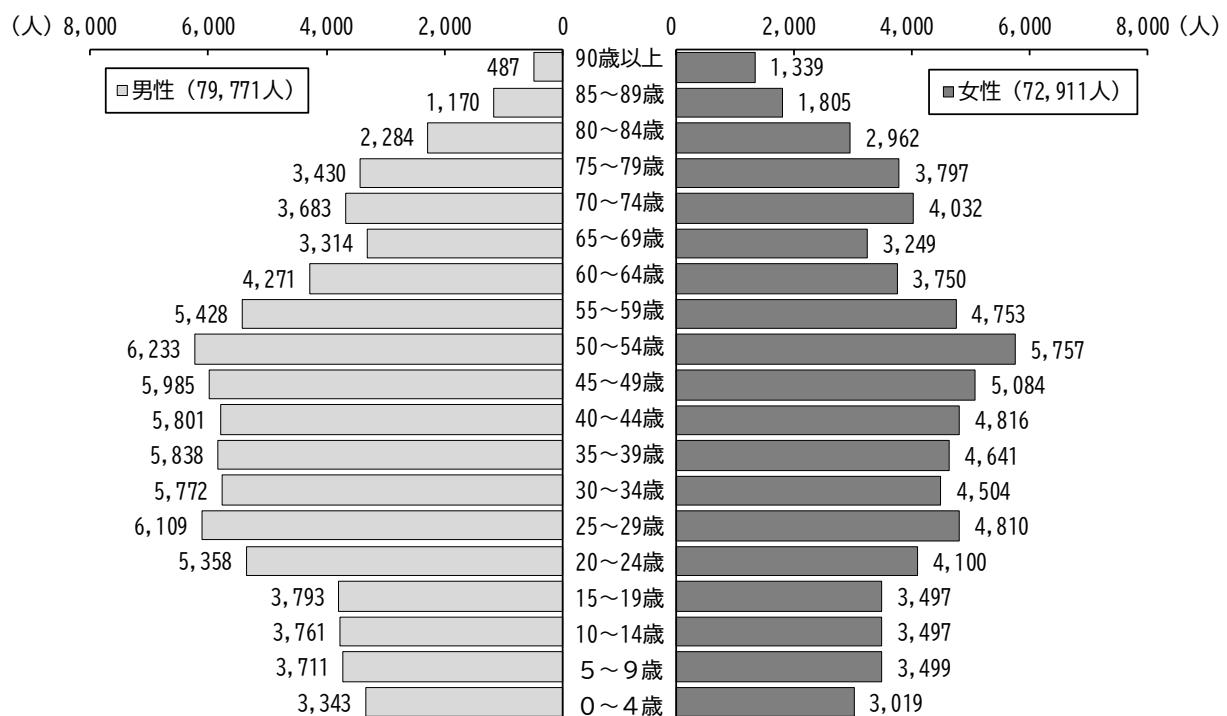
刈谷市の現状



(1) 人口の状況

令和6年4月1日時点の性別5歳年齢階級別人口をみると、男女とも25歳から54歳までの、主な子育て世代を含む人口が多くなっています。

図表1 性別5歳年齢階級別人口

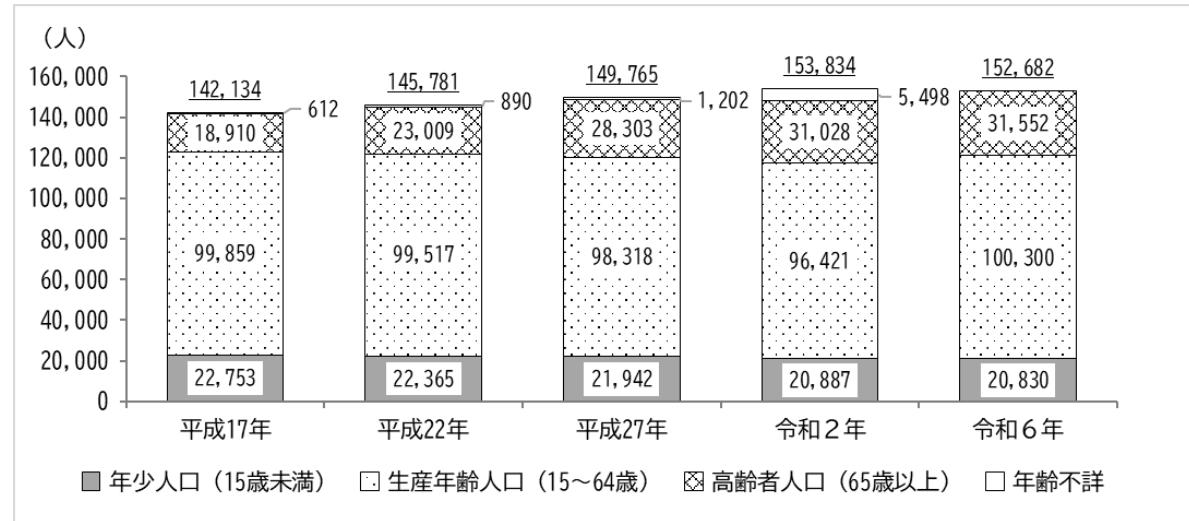


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

総人口は緩やかな増加傾向にあり、令和6年4月1日現在では152,682人となっています。

年齢3区分人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）は緩やかな減少傾向である一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けています。

図表2 年齢3区分別人口の推移

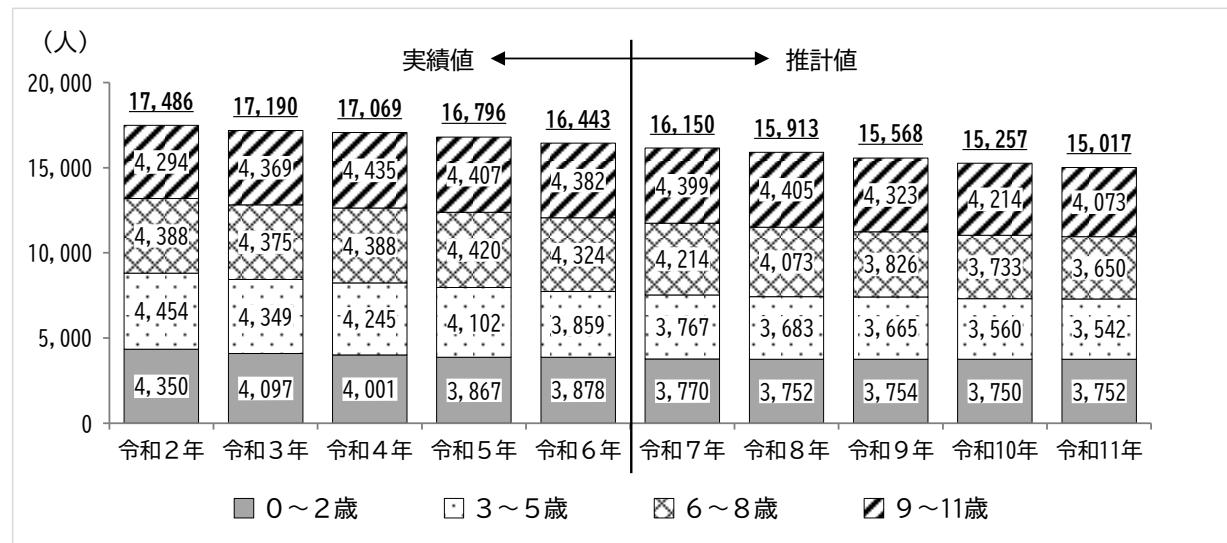


資料：「国勢調査」（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（4月1日）

※国勢調査の総人口は年齢不詳者を含むため、内訳の合計と一致しません。

児童人口（0～11歳）は緩やかな減少傾向にあり、今後も減少傾向で推移していくと見込まれます。

図表3 児童人口の推移

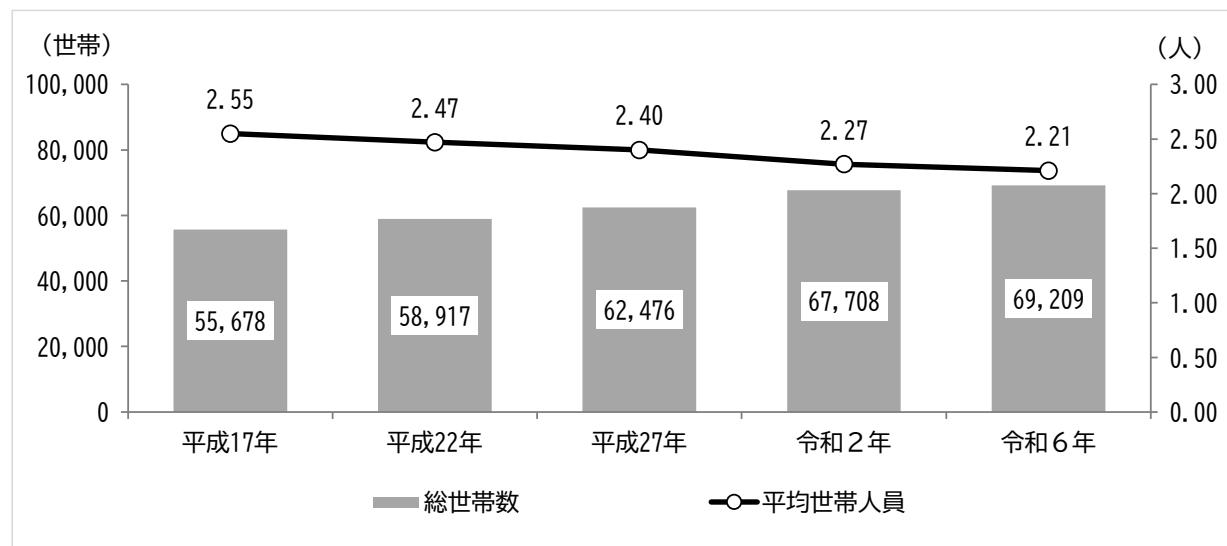


資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値はコーホート要因法により算出

(2) 世帯の状況

世帯数は増加傾向にあり、令和6年4月1日現在では69,209世帯となっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向にあり、令和6年では2.21人となっています。

図表4 世帯数、平均世帯人員の推移

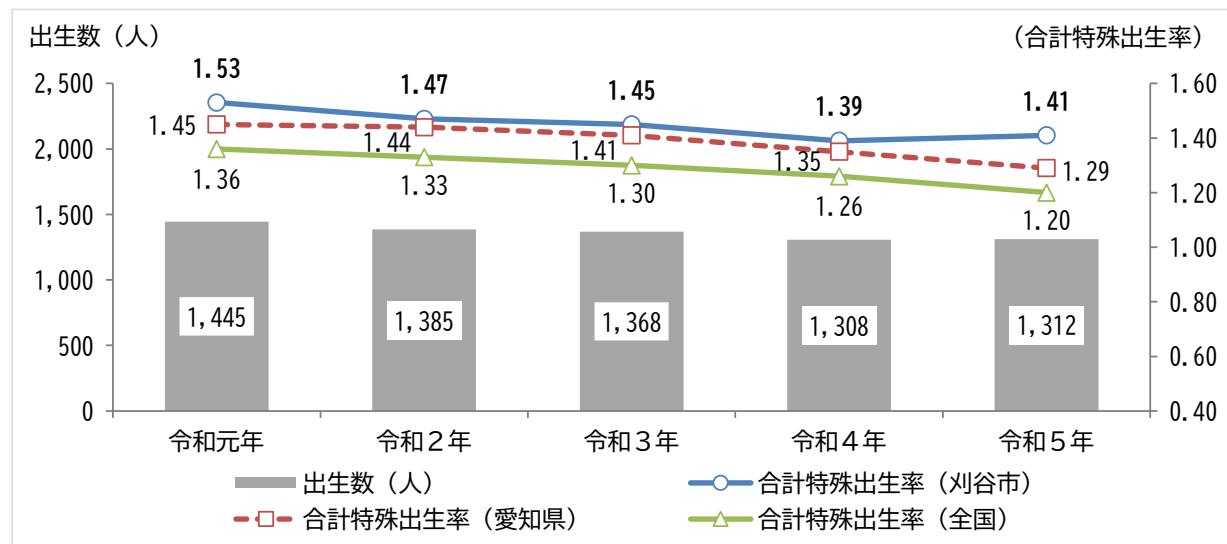


資料：「国勢調査」（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（4月1日）

(3) 出生の状況

出生数、合計特殊出生率ともに、令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年においては、出生数が1,312人、合計特殊出生率が1.41となっています。また、全国や愛知県と比べて高い水準で推移しています。

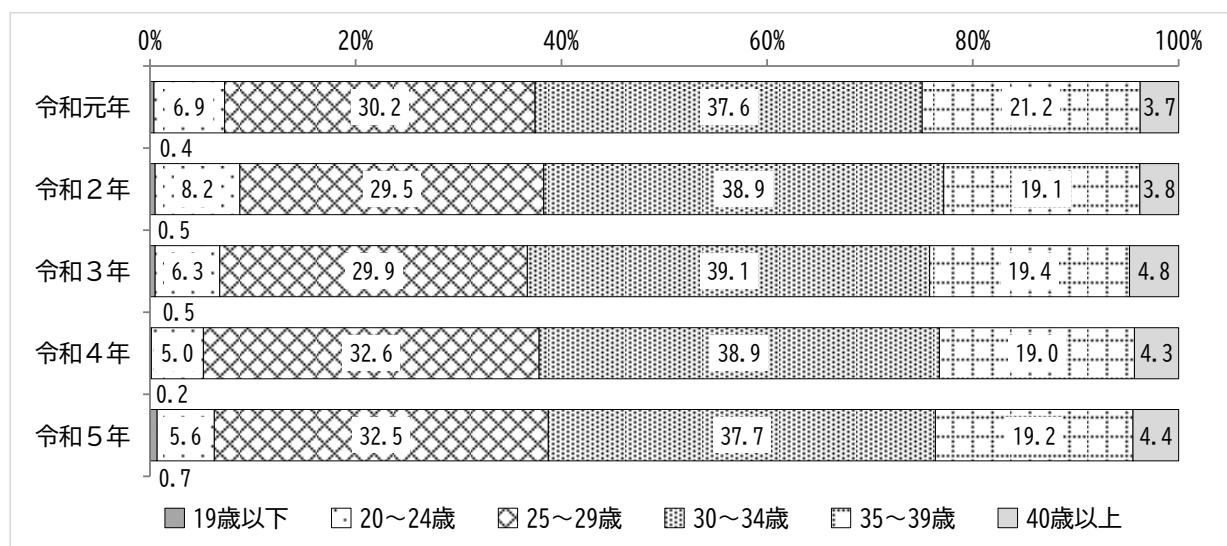
図表5 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：「人口動態統計」、刈谷市（各年10月1日）

母親の年齢別出生割合の推移をみると、24歳以下の割合は令和2年以降減少傾向にありましたが、令和4年から令和5年にかけては増加しています。

図表6 母親の年齢別出生割合の推移



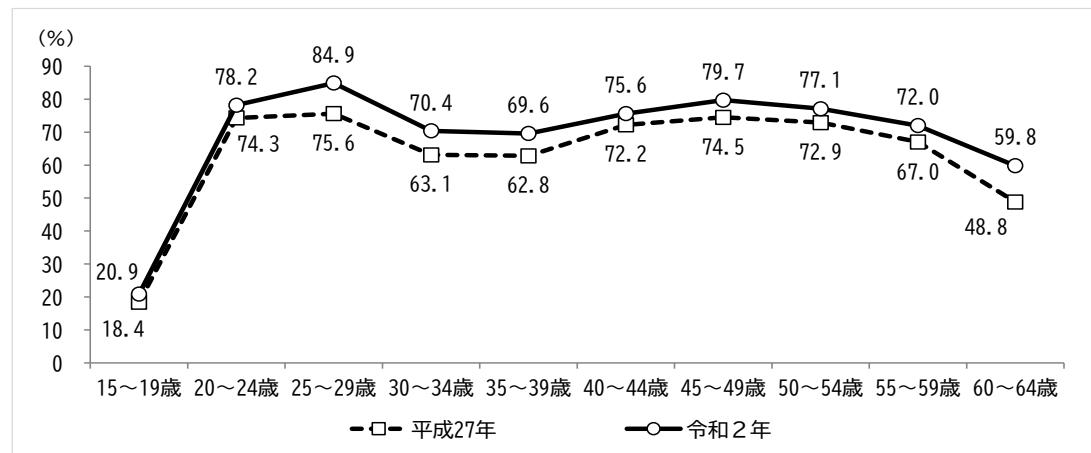
資料：「愛知県衛生年報」（各年10月1日） ただし、令和5年は「人口動態統計」

(4) 女性の就労等の状況

女性の年齢別の労働力率の推移をみると、結婚から子育て期に当たる年代である30～39歳の労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示していますが、令和2年は平成27年と比べてM字カーブの谷の部分が緩やかになっており、20歳代と合わせてこの年代の労働力率の上昇が目立つとともに、64歳までのすべての年齢区分で働く女性の割合が増加しています。

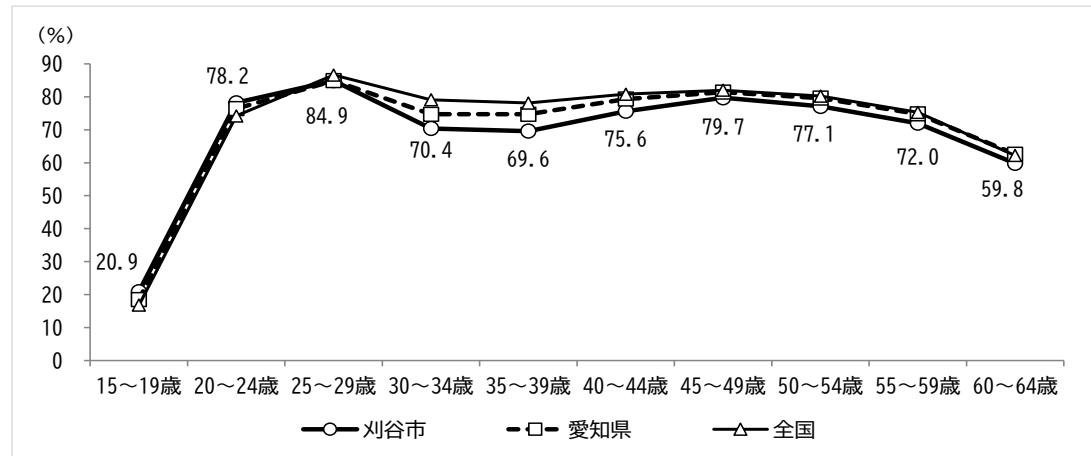
また、女性の労働力率を全国や愛知県と比較すると、25歳以上のすべての年齢区分で本市は全国・愛知県より低くなっています。

図表7 女性の年齢別労働力率の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

図表8 令和2年の女性の年齢別労働力率【全国・愛知県との比較】



単位： (%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
刈谷市	20.9	78.2	84.9	70.4	69.6	75.6	79.7	77.1	72.0	59.8
愛知県	18.5	76.4	84.9	74.7	74.7	79.3	81.4	79.6	74.8	62.6
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2

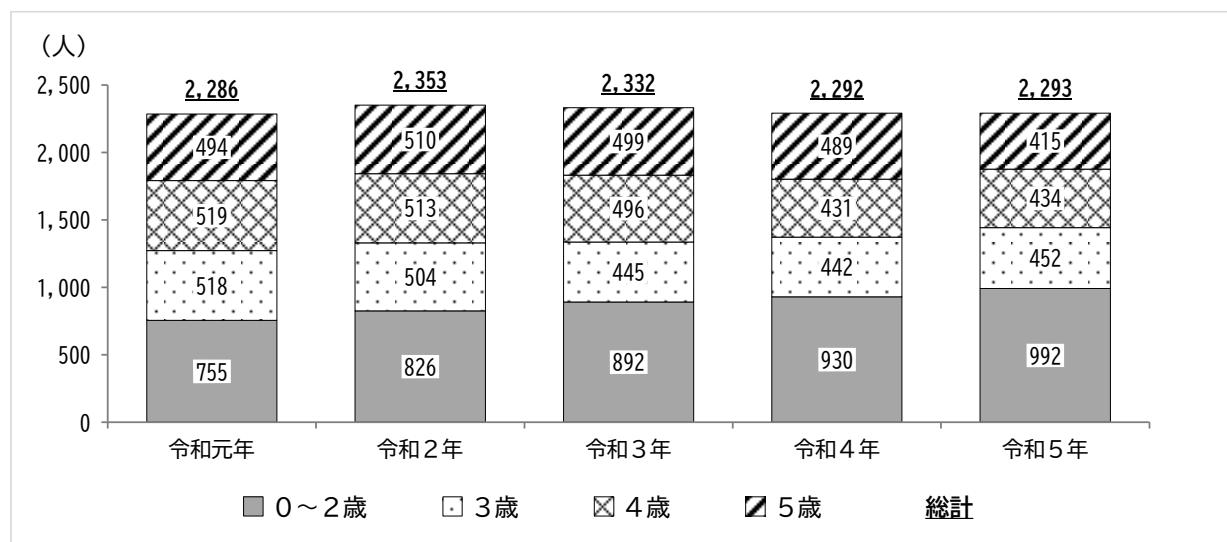
資料：「国勢調査」（令和2年10月1日） ※太字は各年齢における最大値

(5) 保育園・幼稚園の状況

保育園・幼稚園（市内の公立認定こども園。以下同じ。）の入園状況をみると、保育園の入園者数は2,300人前後で横ばいに推移しています。0～2歳の入園者数は増加傾向にありますが、3～5歳の入園者数がいずれも概ね減少傾向にあります。一方、幼稚園の入園者数も2,200人前後で横ばいに推移していますが、3歳の入園者数が令和3年以降減少傾向にあります。

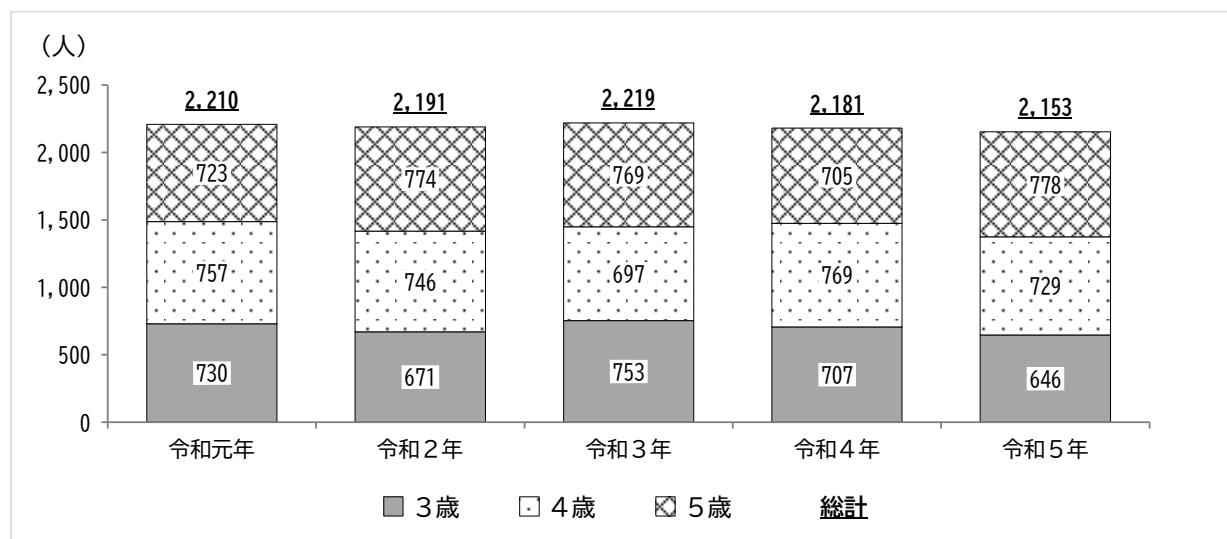
児童人口が今後も減少を続けていくと見込まれる一方で、共働き世帯の増加等により、今後も保育園の利用ニーズ、特に0～2歳の保育ニーズが高まることが予測されます。

図表9 保育園の入園状況



資料：「刈谷の統計」（各年4月1日）

図表10 幼稚園の入園状況



資料：「刈谷の統計」（各年5月1日） ※令和元年は幼稚園移行前の幼稚園

2

第2章 こども・子育てをとりまく現状

第2期計画の評価



第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画で設定した「量の見込みと確保の内容」について、進捗状況を検証・評価しました。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定（教育標準時間認定）（3～5歳）

単位（人）

就園児童数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
見込み量の A	目標値	1,597	1,542	1,495	1,477	1,479	
	実績値	1,969	1,634	1,651	1,463	1,254	
B 確保の内容	目標値	合計	2,625	2,600	2,600	2,600	
		幼稚園	2,340	2,315	2,315	2,315	
		幼稚園 (私立)	285	285	285	285	
	実績値	合計	2,585	2,535	2,595	2,535	
		幼稚園	2,300	2,250	2,310	2,250	
		幼稚園 (私立)	285	285	285	285	
B - A		616	901	944	1,072	1,281	
検証・評価		幼稚園及び幼稚園への入園を希望するニーズに対し、ほぼ計画通りの確保数であり、教育を希望する保護者に対する十分な提供ができます。					

- ・量の見込み：アンケート結果や実績等の現状の値を勘案し、算出した各事業の事業量の見込み
- ・確保の内容：事業量の見込みに対する具体的な供給体制から導き出された値
- ・1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合
- ・2号認定：子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合
- ・3号認定：子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

※保育の必要な事由には、就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院などをしている親族の介護・看護などがあります。

②2号認定（保育認定）（3～5歳）

単位（人）

就園児童数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
見込み量の A	目標値	2,713	2,620	2,539	2,509	2,511	
	実績値	2,376	2,453	2,492	2,439	2,544	
B 確保の内容	目標値	合計	3,261	3,186	3,135	2,997	
		認可保育所	1,623	1,513	1,462	1,324	
		幼児園	1,200	1,235	1,235	1,235	
		幼稚園 (私立)	200	200	200	200	
		地域型保育	0	0	0	0	
		認可外保育	238	238	238	238	
B 確保の内容	実績値	合計	3,301	3,226	3,018	2,962	
		認可保育所	1,623	1,548	1,332	1,261	
		幼児園	1,240	1,240	1,240	1,240	
		幼稚園 (私立)	200	200	200	200	
		地域型保育	0	0	0	0	
		認可外保育	238	238	246	261	
B - A		925	773	526	523	508	
検証・評価		保育園及び幼児園・幼稚園への入園を希望する3歳児以上のニーズに対し、ほぼ計画通りの確保数であり、保育を希望する保護者に対する十分な提供がで きています。					

③3号認定（保育認定）（0～2歳）

【0歳】

単位（人）

就園児童数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み量の A	目標値	245	244	244	244	246
	実績値	247	199	211	364	374
B 確保の内容	目標値	合計	325	328	337	343
		認可保育所	230	233	242	248
		地域型保育	0	0	0	0
		認可外保育	95	95	95	95
	実績値	合計	325	328	362	206
		認可保育所	230	233	260	182
		地域型保育	0	0	0	0
		認可外保育	95	95	102	24
B - A		78	129	151	△158	△158

【1・2歳】

単位（人）

就園児童数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
見込み量の A	目標値	1,066	1,069	1,079	1,077	1,078	
	実績値	1,079	968	912	1,115	1,262	
B 確保の内容	目標値	合計	1,470	1,581	1,676	1,728	
		認可保育所	824	935	1,030	1,082	
		地域型保育	0	0	0	0	
		認可外保育	646	646	646	646	
	実績値	合計	1,450	1,579	1,707	1,301	
		認可保育所	824	933	1,089	1,056	
		地域型保育	0	0	0	0	
		認可外保育	626	646	618	245	
B - A		371	611	795	186	39	
検証・評価		新規園誘致や乳児園化を実施し、0～2歳児の受け入れ枠を整備しました。しかし、コロナ禍を経て、認可外保育施設の閉園や見込みを上回るニーズの増加により、0歳児についてはニーズが確保数を上回りました。					

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、11時間を超えて、保育園等において保育を実施する事業

単位（人）

利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	950	1,000	1,060	1,080	1,090
	実績値	670	586	524	511	494
B 確保の内容	目標値	950	1,000	1,060	1,080	1,090
	実績値	950	1,000	1,060	1,080	1,090
B - A		280	414	536	569	596
検証・評価		延長保育へのニーズは令和2年度以降減少傾向にあり、利用を希望する保護者がすべて利用できている状況です。				

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

単位（人）

利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
A 量の見込み	目標値	合計	1,327	1,342	1,353	1,366	1,378
		1年生	426	430	434	438	442
		2年生	391	396	399	403	406
		3年生	306	310	312	315	318
		4年生	149	150	152	153	155
		5年生	51	52	52	53	53
		6年生	4	4	4	4	4
	実績値	合計	745	836	932	1,037	1,156
		1年生	286	318	342	367	399
		2年生	202	236	269	295	325
		3年生	158	148	179	206	233
		4年生	75	97	82	104	122
		5年生	19	31	45	41	54
		6年生	5	6	15	24	23
B の内 容確 保	目標値		1,440	1,480	1,520	1,520	1,520
	実績値		1,440	1,480	1,520	1,560	1,560
B - A		695	644	588	523	404	
検証・評価		利用者は令和2年度に大きく減少しましたが、その後、自宅自営者の入会や夜間勤務明け利用制限の撤廃など、令和4年度までに入会基準の一部を段階的に緩和したことにより、毎年増加傾向にあります。また、利用対象学年を拡大した令和元年度以降は、高学年の利用者が増加しています。					

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由のため、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設への入所等により、一定期間養育を行う事業

単位（日）

年間延べ利用日数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	40	40	40	40	40
	実績値	19	22	7	35	50
B 確保の内容	目標値	40	40	40	40	40
	実績値	40	40	40	40	50
B - A		21	18	33	5	0
検証・評価		利用ニーズは年度によって増減がある状況ですが、確保数以内のサービス提供ができます。				

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	166,200	166,400	166,600	166,800	167,000
	実績値	42,744	66,487	76,956	122,900	130,000
B 確保の内容	目標値	166,200	166,400	166,600	166,800	167,000
	実績値	42,744	66,487	76,956	122,900	130,000
B - A		0	0	0	0	0
検証・評価		未就園児とその保護者が自由に遊べる場所として、子育て支援センター5か所、子育て広場4か所の合計9か所の地域子育て支援拠点を開設しています。子育てに役立つ情報が得られる各種講座を開催するほか、子育てに関する相談も常時受け付けています。令和2年度に利用が大きく減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向にある中で、ニーズに応じた受入れができます。				

⑤一時預かり事業

家庭において一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【幼稚園の預かり保育】

単位（人）

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	34,100	32,923	31,914	31,532	31,562
	実績値	33,993	35,902	37,481	35,711	35,151
B 確保の内容	目標値	38,400	36,000	36,000	36,000	36,000
	実績値	38,400	36,000	37,481	36,000	36,000
B - A		4,407	98	0	289	849
検証・評価		幼稚園の預かり保育は全園で実施しており、ニーズを上回る確保ができています。				

【その他の一時預かり】

単位（人）

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み量の A	目標値	30,898	30,685	30,625	30,538	30,587
	実績値	8,558	12,279	12,566	12,846	12,603
B 確保の内容	目標値	合計	28,100	30,500	32,900	32,900
		保育園の一時保育	26,900	29,300	31,700	31,700
	目標値	ファミリー・サポート・センター※	1,200	1,200	1,200	1,200
	実績値	合計	28,100	30,500	32,900	32,900
		保育園の一時保育	26,900	29,300	31,700	31,700
	実績値	ファミリー・サポート・センター	1,200	1,200	1,200	1,200
B - A		19,542	18,221	20,334	20,054	20,297
検証・評価		計画通りの確保により、ニーズを十分に上回った確保ができます。				

※病児・病後児を除く。

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	500	500	500	500	500
	実績値	25	45	164	315	330
B 確保の内容	目標値	2,848	2,848	2,848	2,859	2,848
	実績値	2,612	2,832	2,832	2,356	2,644
B - A		2,587	2,787	2,668	2,041	2,314
検証・評価		市内3か所で事業を実施し、随時受入れを行っています。令和2年度に利用が大きく減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向にあります。確保量は計画値をやや下回っていますが、ニーズを十分に上回っており、今後も継続して実施していきます。				

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位（人）

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	4,810	4,820	4,830	4,840	4,850
	実績値	2,366	2,323	2,091	2,111	2,208
B 確保の内容	目標値	4,810	4,820	4,830	4,840	4,850
	実績値	2,366	2,323	2,091	2,111	2,208
B - A		0	0	0	0	0
検証・評価		令和2年度に利用が大きく減少し、令和4年度までは減少傾向にありましたが、それ以降は微増しています。援助会員を対象とした講習会の回数を増やすなど、援助会員の確保を図り、会員間の相互援助活動として、ニーズに応じた確保ができます。				

⑧妊婦健康診査

妊婦の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業

妊婦健康診査 1回目の受診者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	
A 量の見込み	目標値	1,654	1,658	1,662	1,666	1,670	
	実績値	1,524	1,475	1,396	1,338	1,356	
B 確保の内容	目標値	1,654	1,658	1,662	1,666	1,670	
	実績値	1,524	1,475	1,396	1,338	1,368	
受診率 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	99.1	
検証・評価		計画期間中、対象者全員が受診できる提供体制を維持しました。妊婦の健康保持や異常の早期発見・早期治療を図るため、母子健康手帳交付時に受診券の使用方法などを周知し、適切な時期に受診できるよう指導しています。また、支援が必要な妊婦については、医療機関と連携し、必要な支援が適切な時期にできるようにしています。					

⑨乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師が訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業

訪問乳児数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	1,453	1,456	1,459	1,462	1,464
	実績値	984	1,154	1,118	1,242	1,239
B 確保の内容	目標値	1,453	1,456	1,459	1,462	1,464
	実績値	1,420	1,398	1,367	1,332	1,332
訪問率 (%)		69.3	82.5	81.8	93.2	93.0
検証・評価		令和2年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、訪問率が約 70%まで大きく減少しました。令和3年度以降は訪問率は徐々に回復し、令和5年度以降は 90%以上となっています。				

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業

単位（世帯）

保健師訪問世帯数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	770	770	770	770	770
	実績値	605	477	542	688	504
B 確保の内容	目標値	770	770	770	770	770
	実績値	606	481	574	696	600
訪問率（%）		99.8	99.2	94.4	98.9	84.0
検証・評価		妊娠届出やあかちゃん訪問等の機会を通じて、支援を必要とする家庭を把握し、保健師等による訪問を行っています。今後も関係機関と連携し、支援を必要とする家庭の早期把握・早期対応を目指します。				

⑪子育てサービス利用者支援事業

子育て支援センター等において情報提供や、必要な相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業

単位（か所）

実施か所数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4	4	4
B 確保の内容	目標値	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4	4	4
B - A		0	0	0	0	0
検証・評価		市内3か所の子育て支援センターと子育て世代包括支援センターにおいて、情報提供や相談業務を行うとともに、専任子育てコンシェルジュ（子育て支援センターに配置）と兼任子育てコンシェルジュ（子育て支援関係施設に配置）との連携体制を整備しています。 また、子育て世代包括支援センター（妊娠・子育て応援室）に保健師を配置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。				

⑫実費徴収に係る補足給付事業

新制度に移行していない私立幼稚園を利用している子どものうち、第3子など一定の要件を満たす場合に副食費の補助を実施する事業

単位（人）

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
A 量の見込み	目標値	35	35	35	35	35
	実績値	33	24	13	13	15
B 確保の内容	目標値	35	35	35	35	35
	実績値	35	35	35	35	35
B - A		2	11	22	22	20
検証・評価		計画通りの確保により、ニーズを十分に上回った確保ができます。				

ニーズ調査の結果と分析



(1) 調査概要

計画策定の際の基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

■調査対象及び調査方法

調査地域	刈谷市全域
調査対象者	・刈谷市内在住の「就学前児童」の保護者 ・刈谷市内在住の「小学生（1～3年生）児童」の保護者
標本数	・就学前児童の保護者：2,000名 ・小学生児童の保護者：1,000名
標本抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	令和5年11月27日～12月22日
調査方法	郵送配布、回収については郵送及びWebアンケートを併用して実施
調査実施機関	刈谷市

■回収状況

調査対象者	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
今回調査	3,000	1,575	52.5
就学前児童の保護者	2,000	1,025	51.3
小学生児童の保護者	1,000	550	55.0
前回調査（平成30年実施）	3,000	2,076	69.2
就学前児童の保護者	2,000	1,377	68.9
小学生児童の保護者	1,000	699	69.9

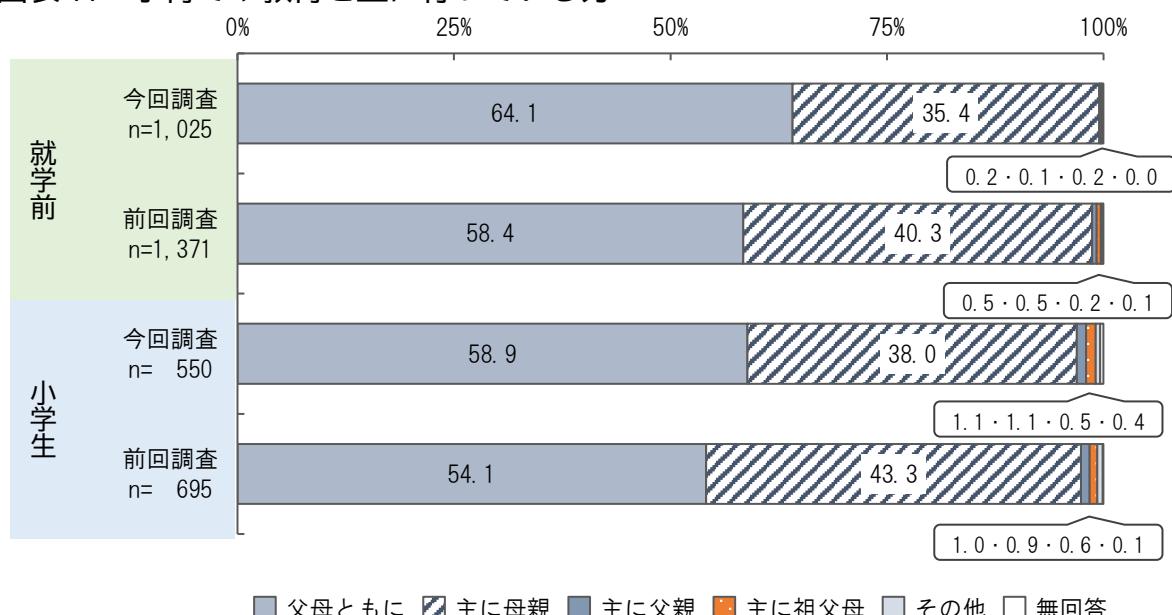
(2) 調査結果概要

①家族の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

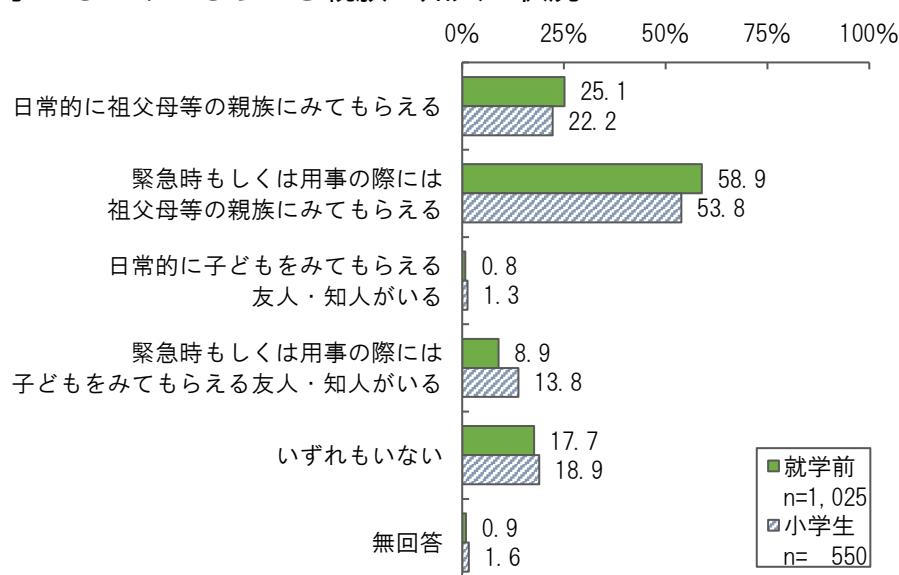
子育て（教育を含む）を主に行っている人についてみると、就学前・小学生ともに「父母ともに」が半数以上、次いで「主に母親」が4割弱となっています。前回調査との比較では、就学前・小学生ともに「父母ともに」の割合が増加しています。

また、子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割弱と、祖父母等の親族を始め何らかの支援が受けられる状況にある人の割合が高くなっています。一方、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」人も2割弱います。

図表11 子育てや教育を行っている方



図表12 子どもをみてもらえる親族・知人の状況

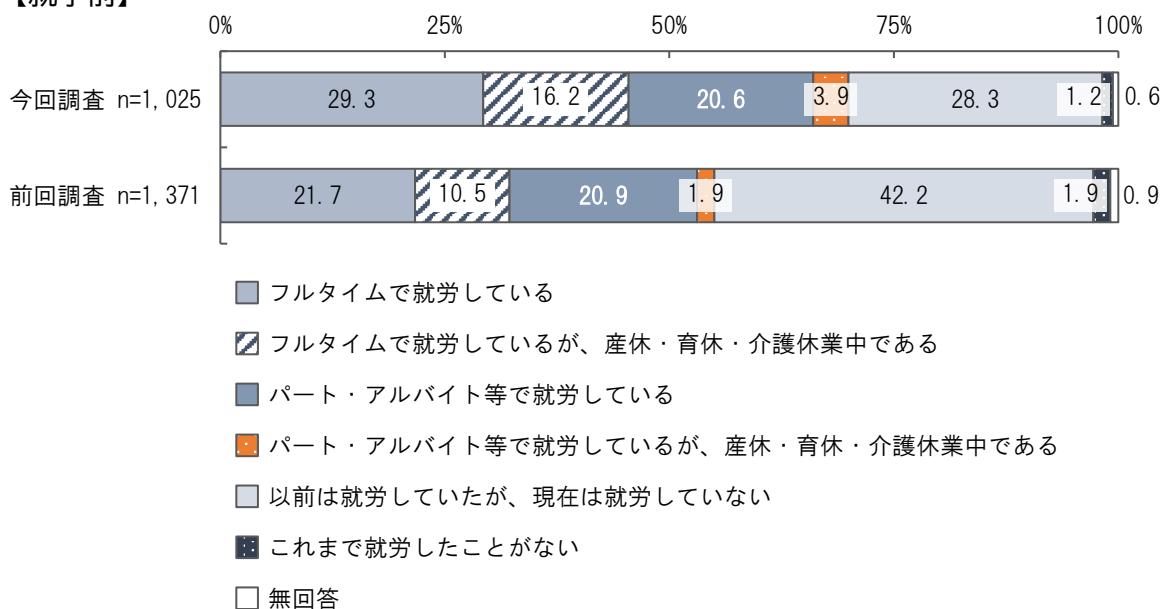


②母親の就労状況について

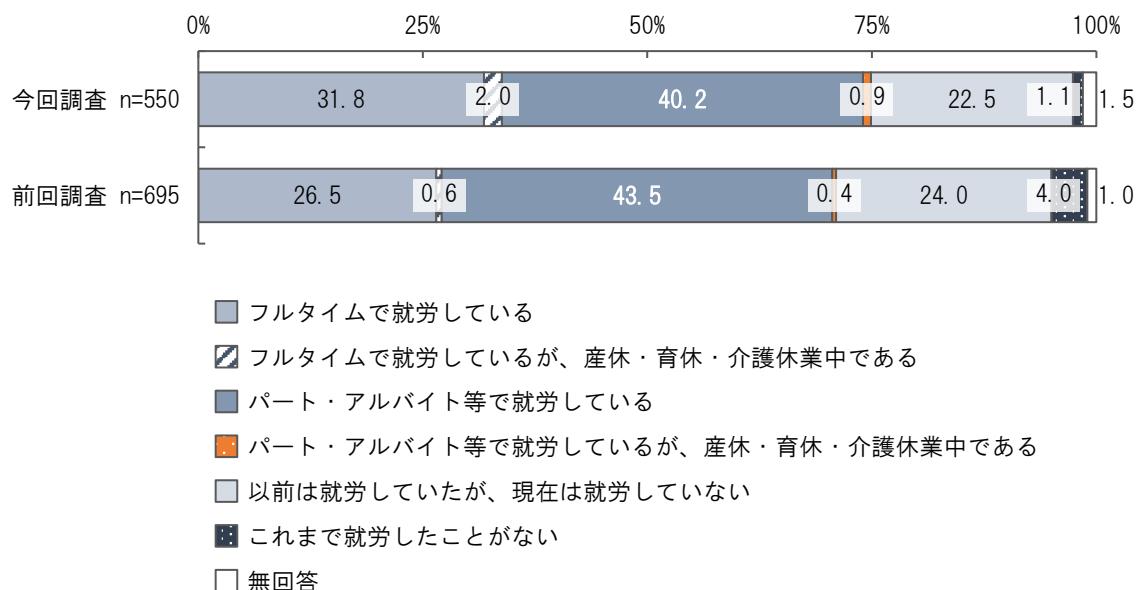
母親についてみると、産休・育休・介護休業中も含め母親が就労している（フルタイム、パート・アルバイト等）割合は、就学前で 70.0%、小学生で 74.9%となっています。前回調査では、就学前で 55.0%、小学生で 71.0%となっており、就労している割合が増えています。

図表13 母親の就労状況

【就学前】

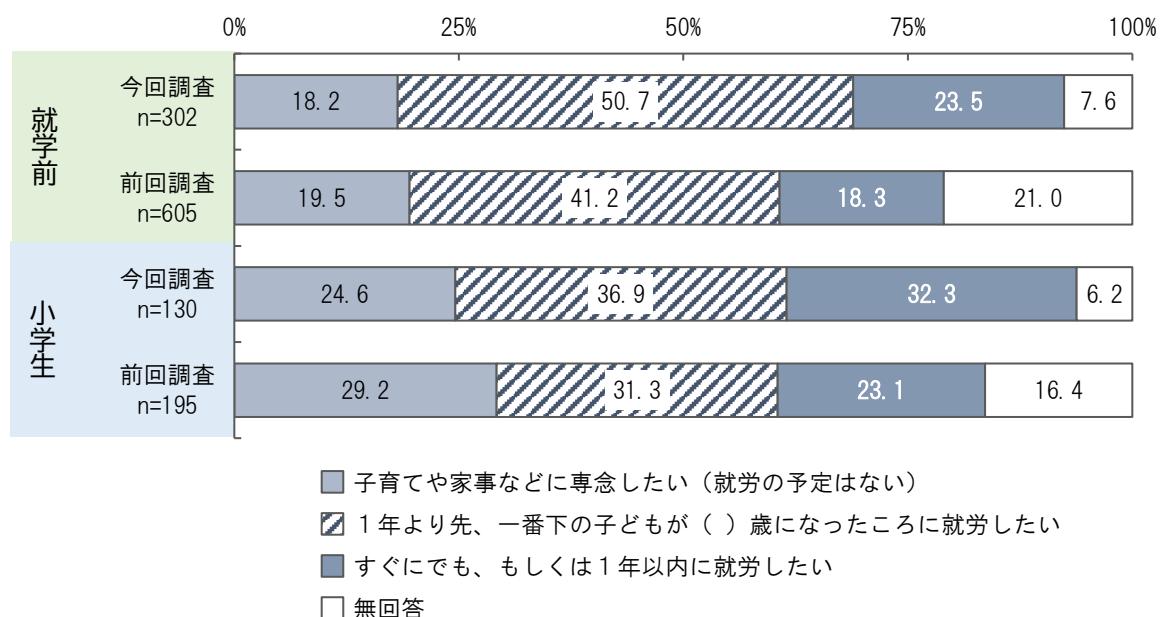


【小学生】

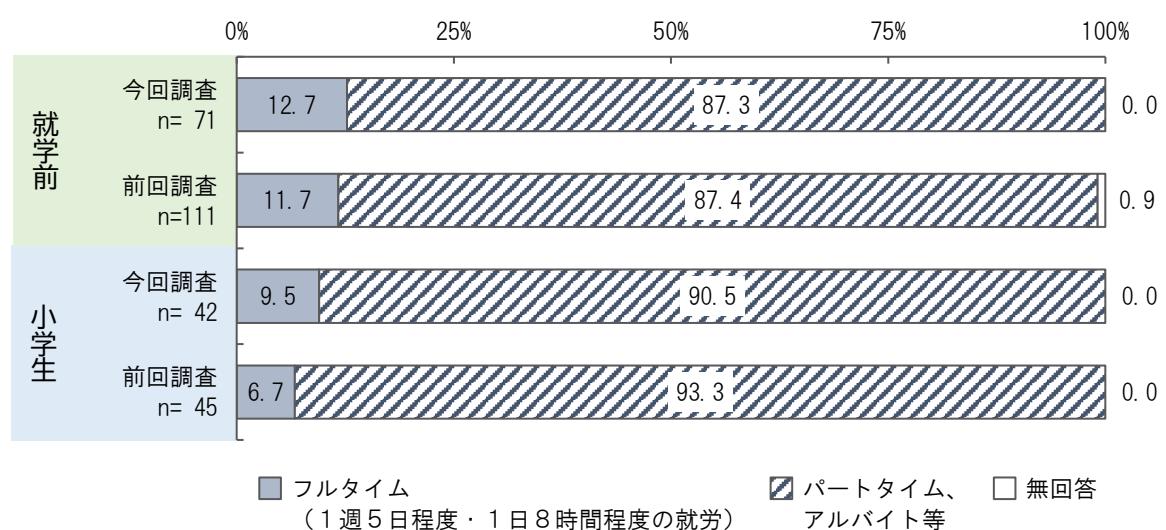


現在未就労である母親のうち、今後就労希望がある割合は、就学前は7割程度、小学生は6割程度となっており、1年以内の就労を希望する母親の就労形態は、ほとんどが「パートタイム、アルバイト等」で週3～4日、1日4～5時間の就労を希望しています。

図表14 今後の就労希望（母親）



図表15 1年以内の就労を希望する母親が希望する就労形態（母親）



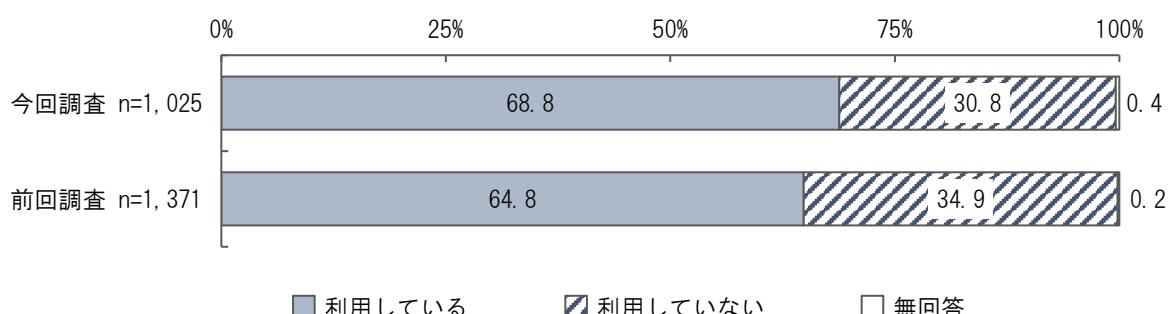
③平日の定期的な教育・保育事業の利用について

就学前の定期的な教育・保育事業の利用についてみると、全体の 68.8%が「利用している」と回答しており、前回調査の 64.8%よりも 4.0 ポイント増加しています。

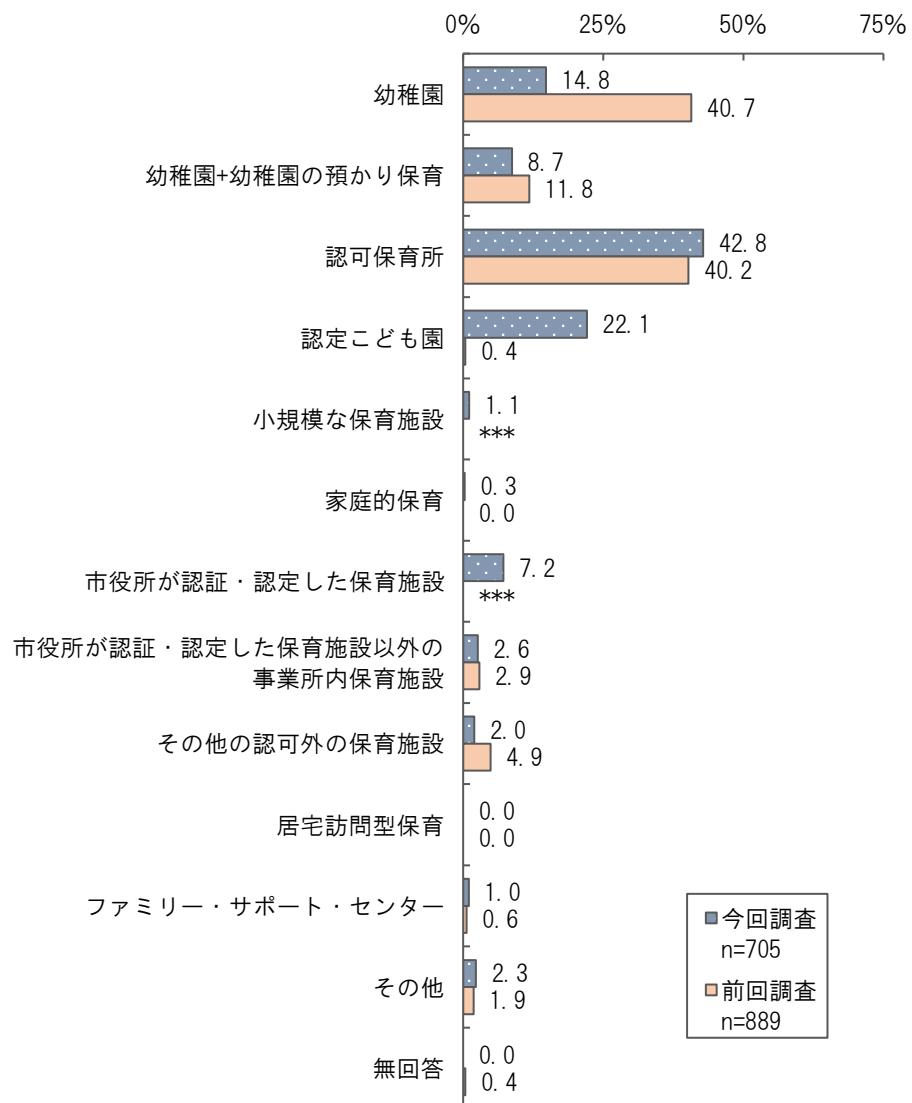
現在利用している教育・保育事業としては、「認可保育所」が 42.8%、「認定こども園」が 22.1%と高くなっています。また、利用したいと考える教育・保育事業についても、「認可保育所」(49.2%)、「認定こども園」(38.2%)、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(36.2%) の割合が高くなっています。

現在教育・保育事業を利用していない理由として、「子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で利用する必要がない」が 64.9%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」が 28.5%、「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」が 13.6%となっています。

図表16 定期的な教育・保育事業の利用状況

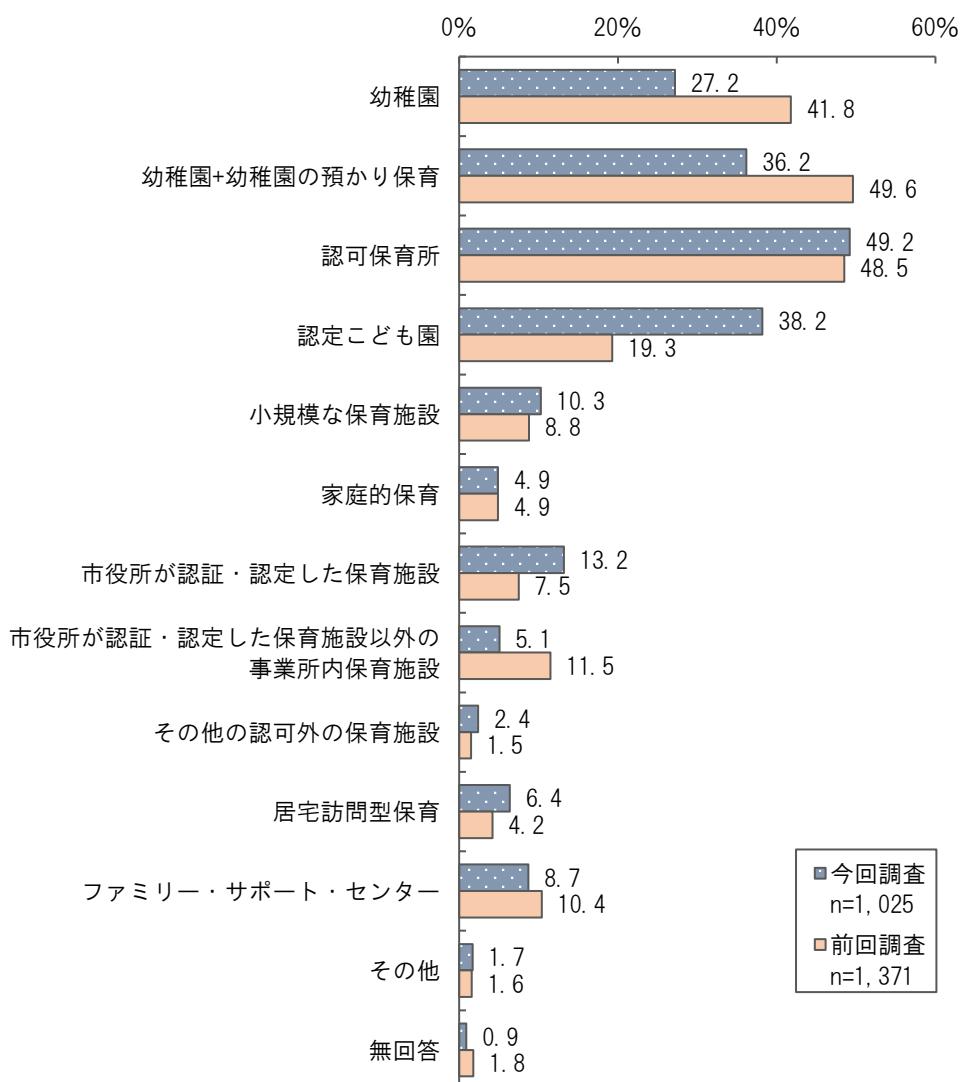


図表17 定期的に利用している教育・保育事業（就学前）

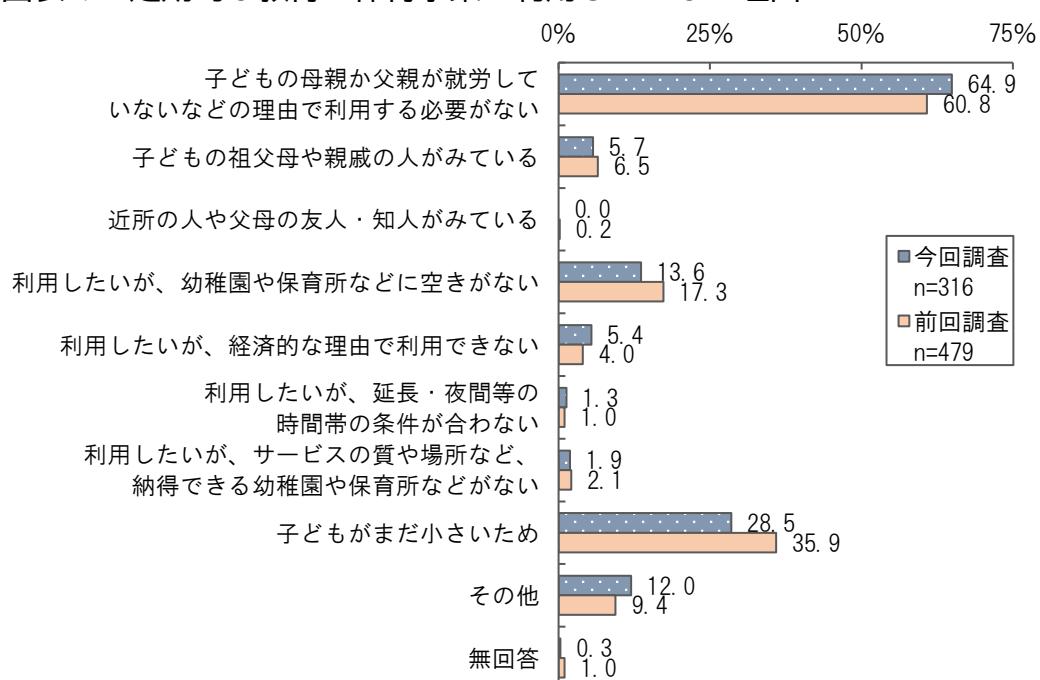


※「小規模な保育施設」「市役所が認証した保育施設」は前回調査の回答選択肢なし

図表18 定期的に利用したい教育・保育事業（就学前）



図表19 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

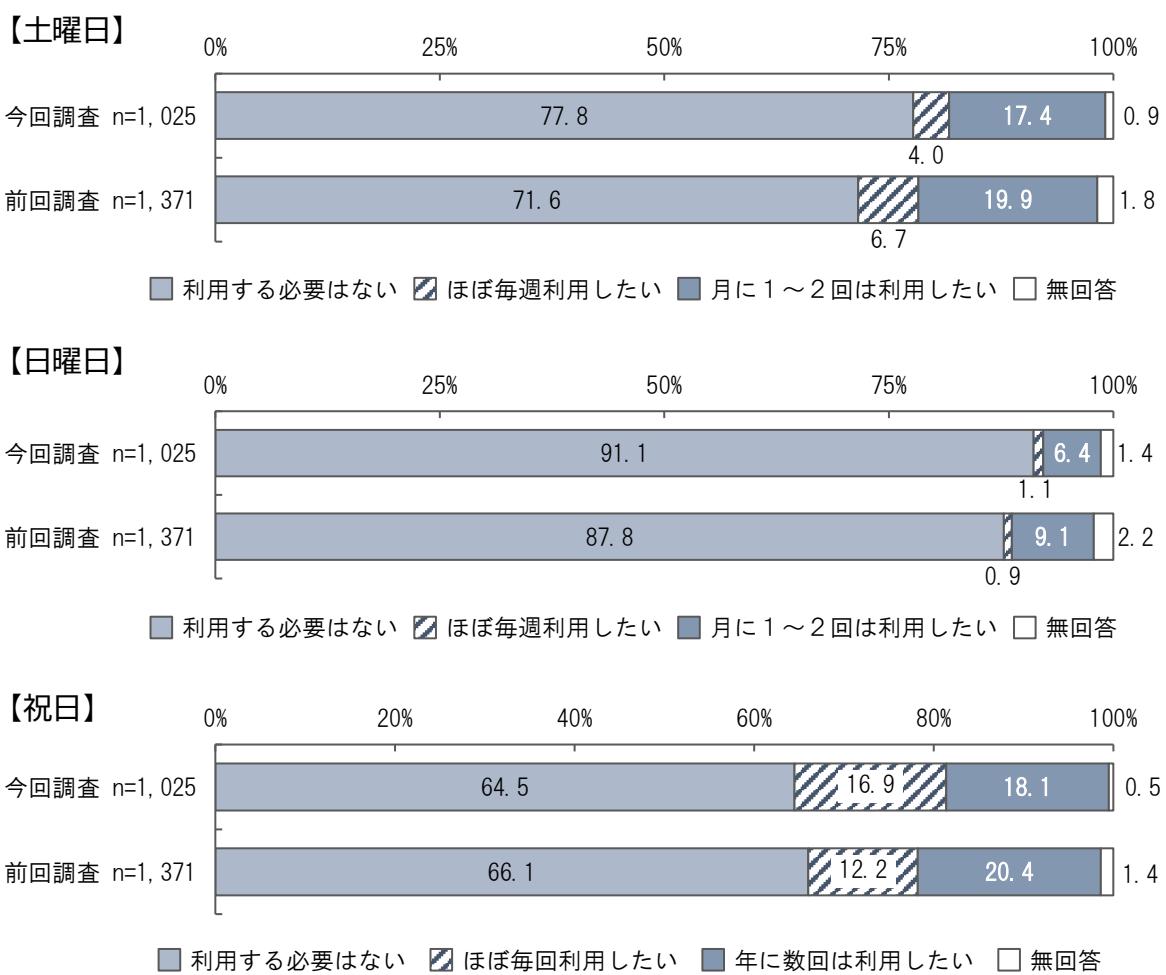


④土曜・休日や長期休暇期間中の教育・保育事業の利用について

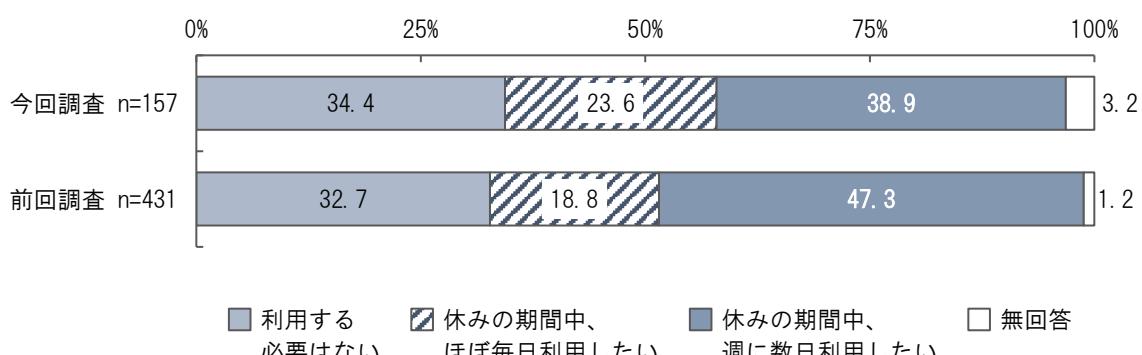
土曜・休日の教育・保育事業については、「ほぼ毎週（毎回）利用したい」との回答が土曜日で4.0%、日曜日で1.1%、祝日で16.9%となっています。

また、夏休み・冬休み・春休みの長期休暇期間中の教育・保育事業の利用については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が38.9%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が23.6%と、合わせて6割以上が利用を希望しています。

図表20 土曜日、日曜日、祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望



図表21 長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望



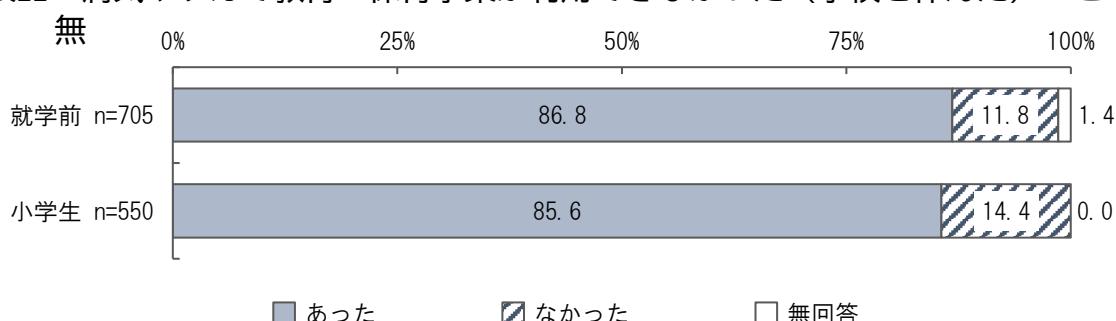
⑤子どもが病気の際の対応について

就学前では 86.8%、小学生では 85.6%の人が、子どもが病気やケガで普段利用している事業が利用できなかったことや学校を休まなければならなかった状況が「あった」と回答しており、その際の対応として「母親が休んだ」割合が就学前では 77.6%、小学生では 69.6%と最も高くなっています。

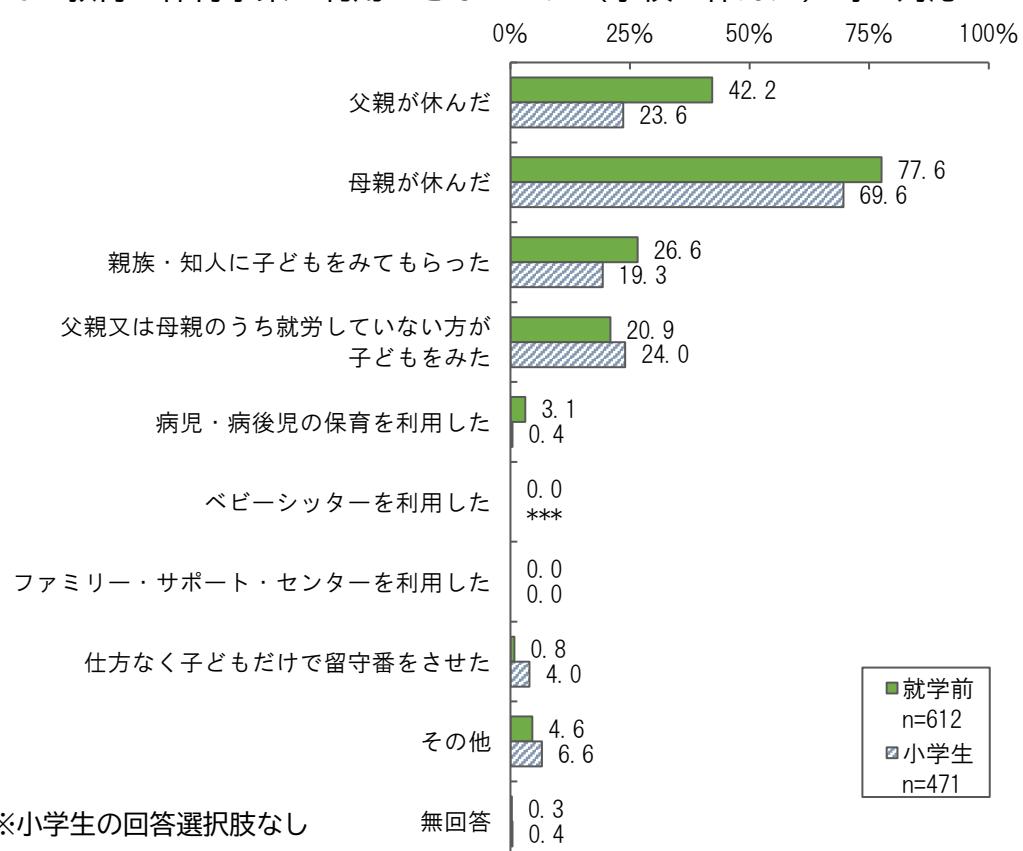
子どもが病気やケガの際の対応として父親や母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は、就学前で 37.2%、小学生で 14.0%となっており、小学生よりも就学前で利用希望が高くなっています。

一方、「利用したいとは思わない」は、就学前では 6割以上、小学生では 8割以上となっており、その理由としては「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」や「親が仕事を休んで対応する」が主となっています。

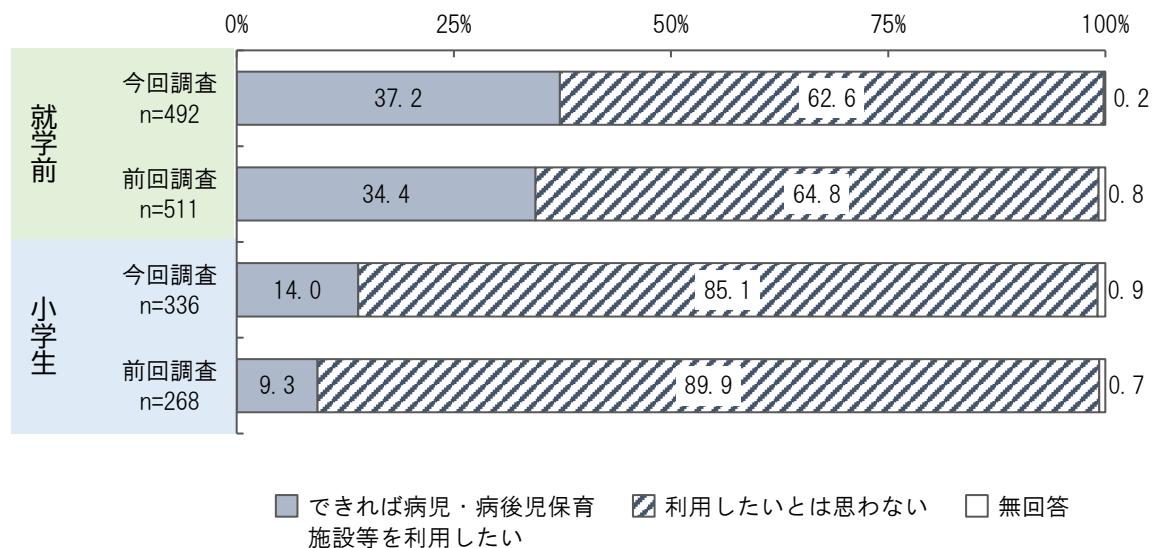
図表22 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった（学校を休んだ）ことの有無



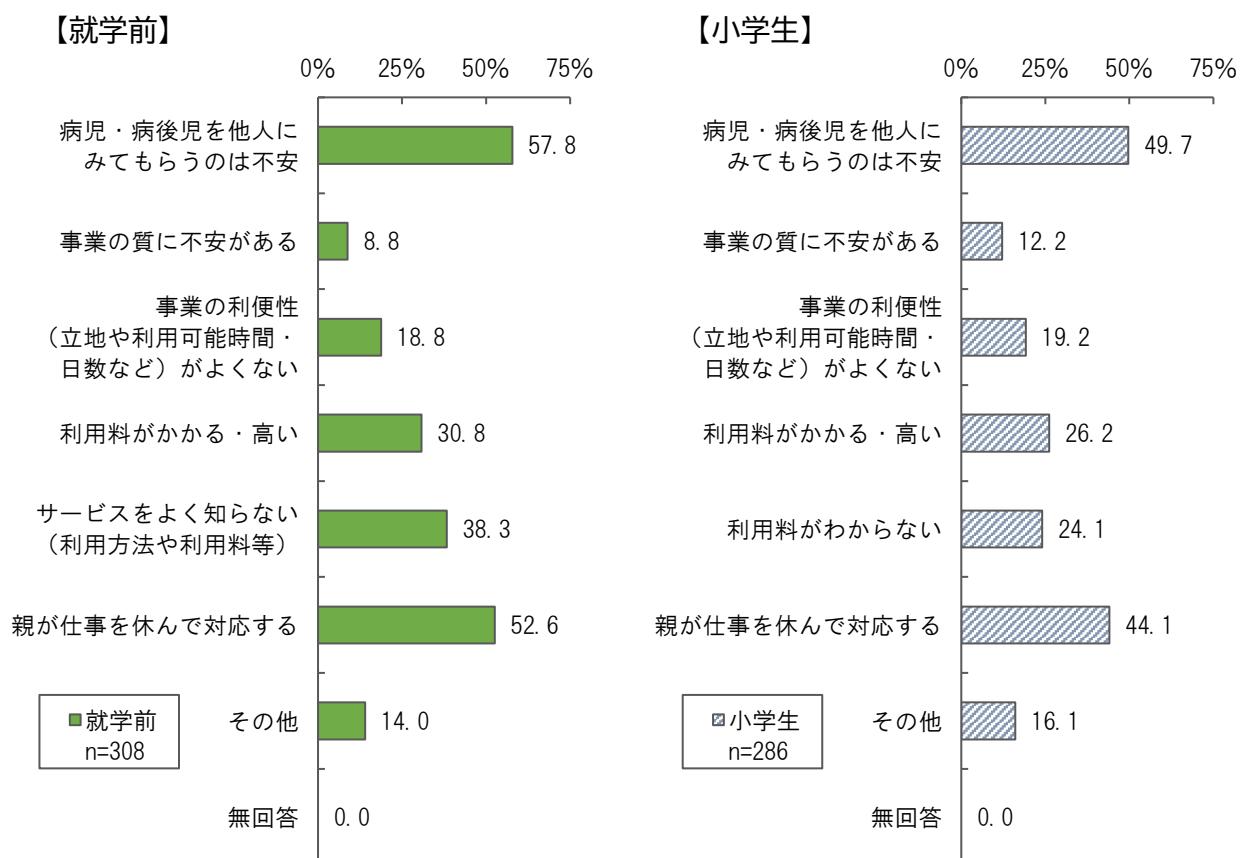
図表23 教育・保育事業が利用できなかった（学校を休んだ）時の対応



図表24 病児・病後児保育施設等の利用希望



図表25 病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由

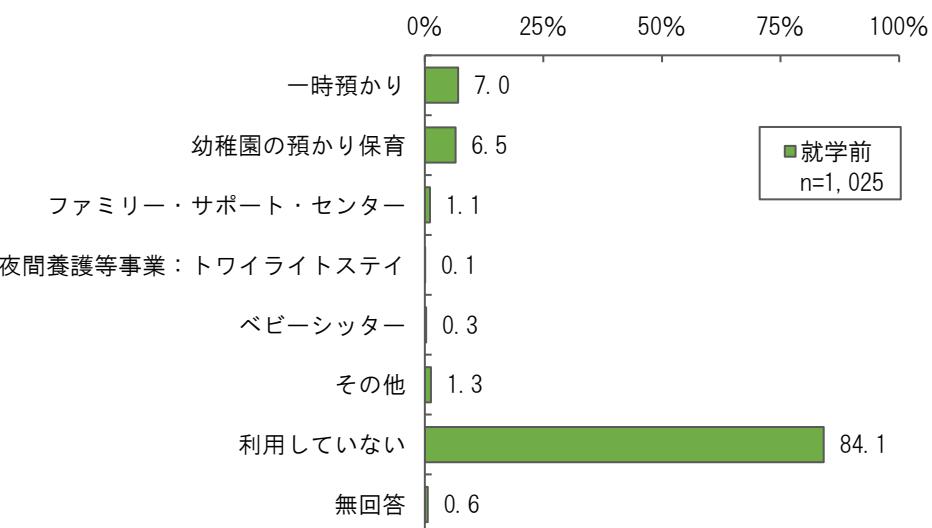


⑥不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

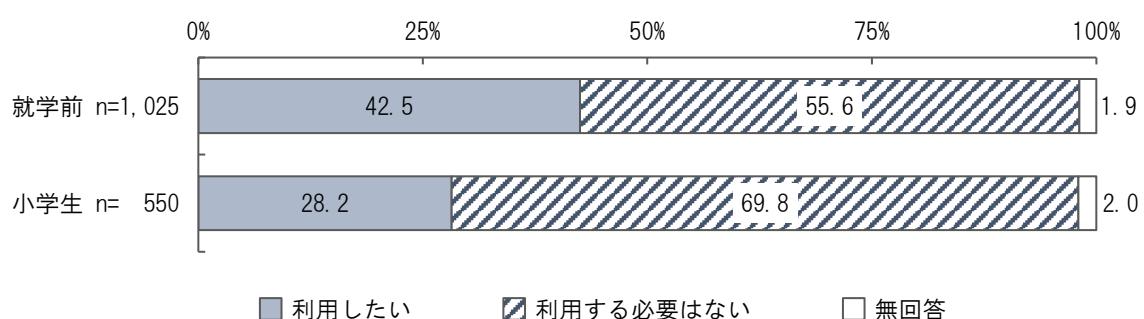
就学前について、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的でその都度利用している事業については、84.1%が「利用していない」と回答しています。

このような不定期な事業の利用希望については、「利用する必要はない」が就学前で 55.6%、小学生で 69.8%となっています。一方、「利用したい」は就学前で 42.5%、小学生で 28.2%となっており、就学前で利用希望が高くなっています。

図表26 不定期に利用している一時預かり等の事業（就学前）



図表27 不定期の一時預かり等の事業の利用希望

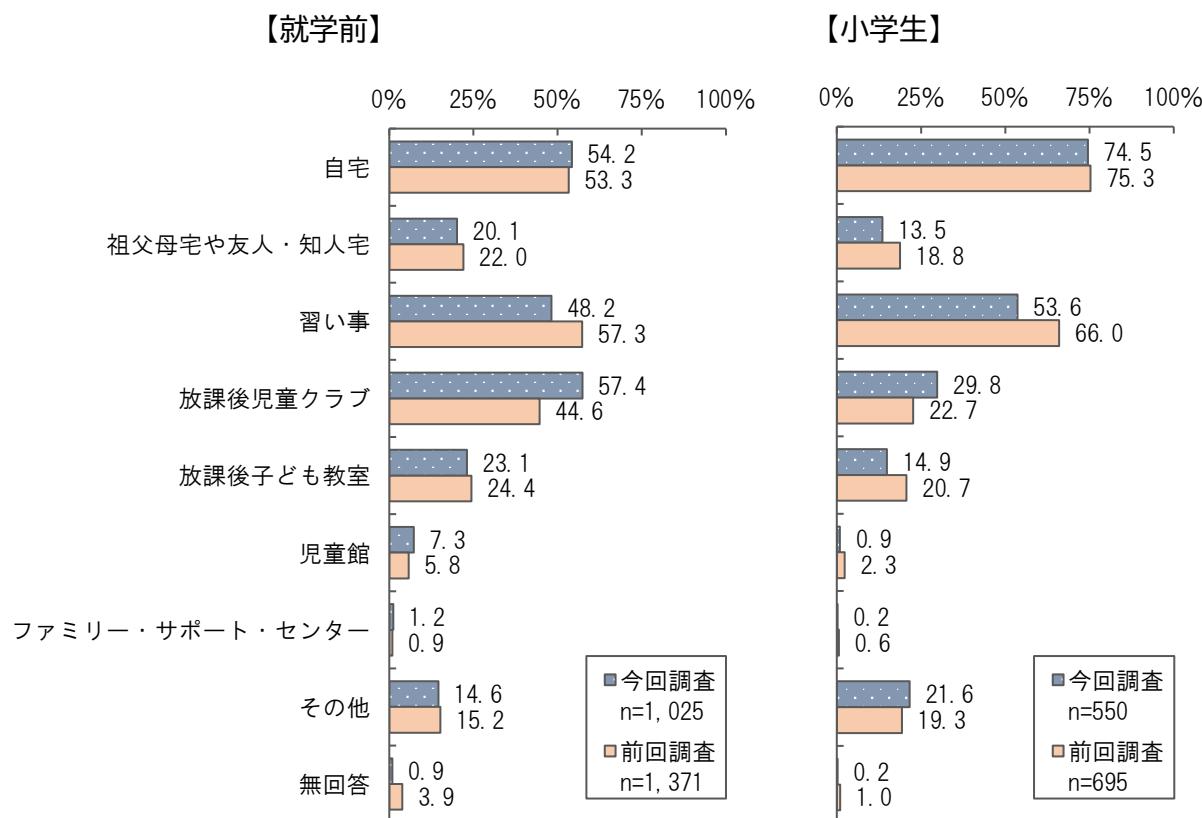


⑦放課後の過ごし方について

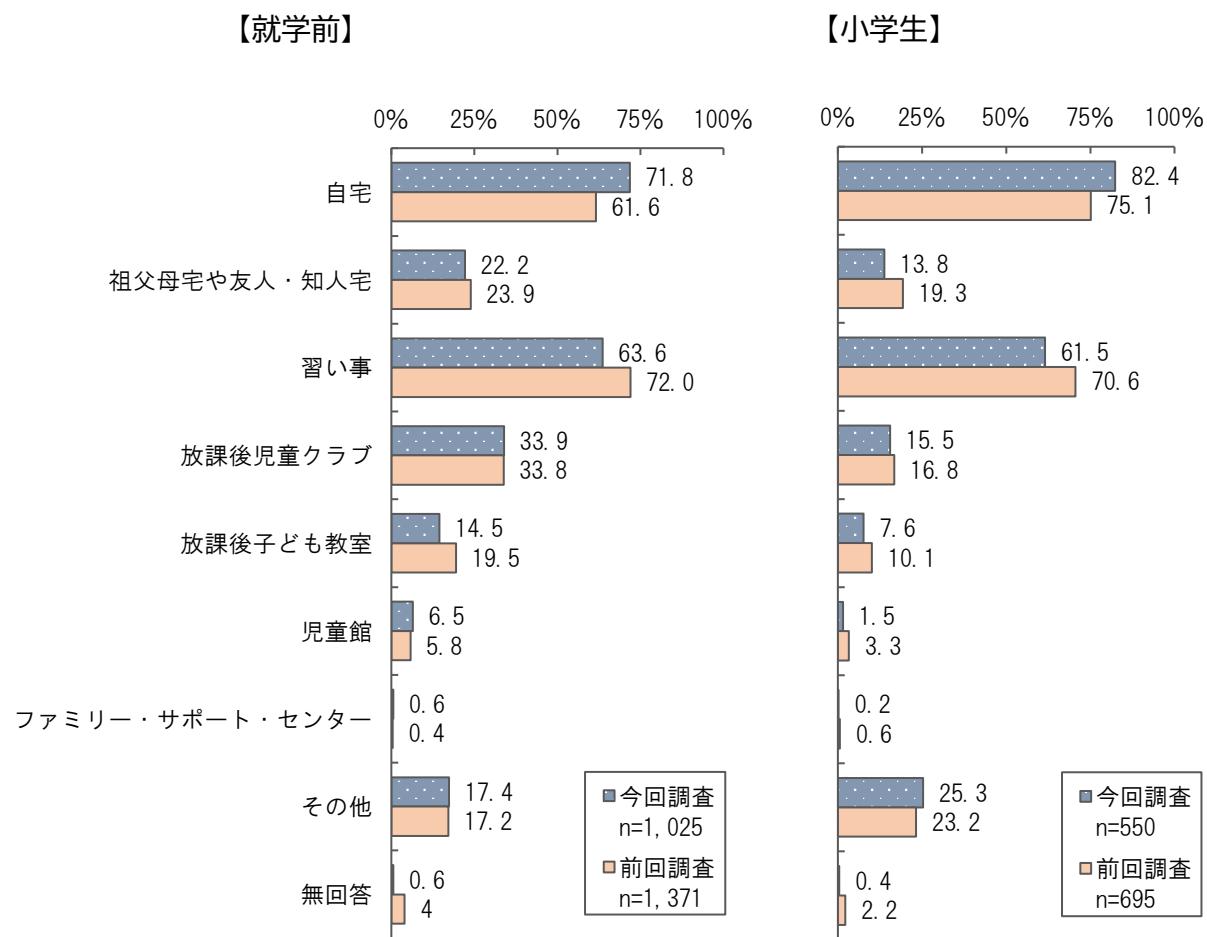
小学校低学年時期の放課後の過ごし方の希望（小学生は実際の過ごし方）をみると、「自宅」（就学前：54.2%、小学生：74.5%）や「習い事」（就学前：48.2%、小学生：53.6%）、「放課後児童クラブ」（就学前：57.4%、小学生：29.8%）の割合が高くなっています。前回調査との比較では、就学前・小学生ともに「習い事」の割合が減少し、「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

小学校高学年時期の放課後の過ごし方の希望についても、就学前・小学生ともに「自宅」と「習い事」の割合が高くなっています。前回調査との比較においては、就学前・小学生ともに「習い事」の割合が減少し、「自宅」の割合が増加しています。

図表28 小学校低学年の放課後の過ごし方



図表29 小学校高学年の放課後の過ごし方

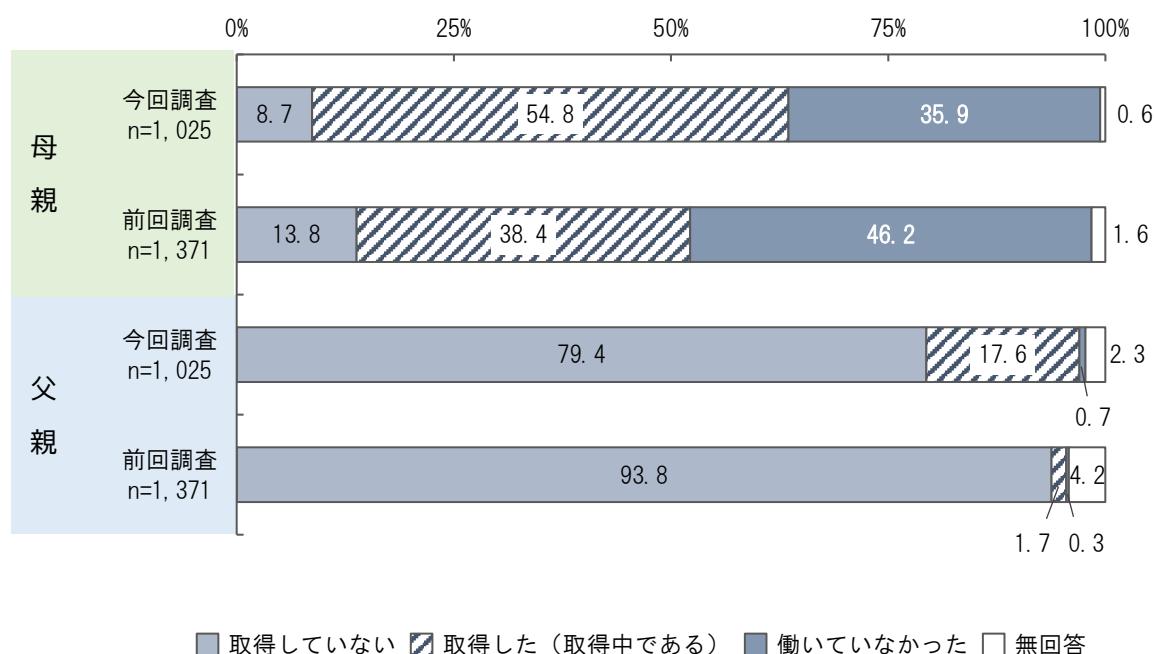


⑧育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

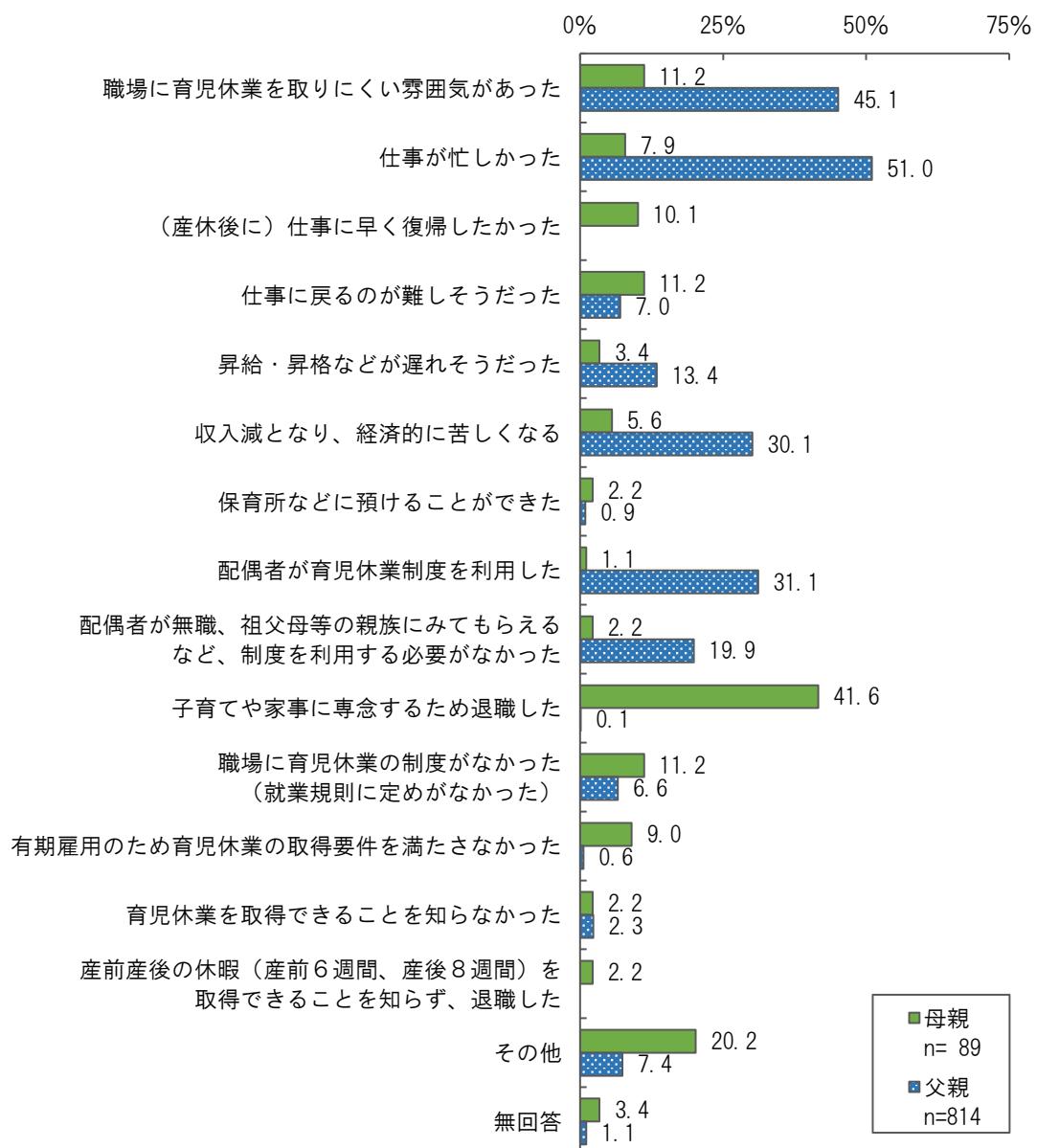
就学前について、育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」は、母親では 54.8%、父親では 17.6% となり、前回調査より取得している割合が高くなっています。

取得率は増加しているものの、父親では依然として「取得していない」が 8 割程度と高く、取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」(51.0%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(45.1%) が上位となっています。

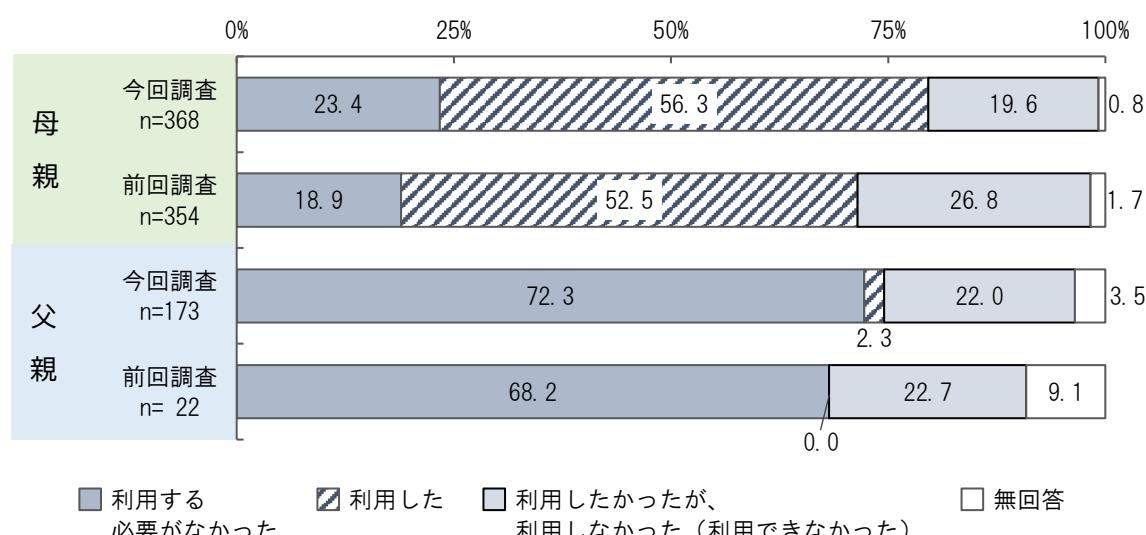
図表30 育児休業取得の有無（就学前）



図表31 育児休業を取得していない理由（就学前）



図表32 短時間勤務制度の利用の有無（就学前）



こども・若者等の意見



(1) こども・若者等の意見聴取の概要

計画の策定に当たり、こども・若者および支援関係者からの意見聴取を行いました。概要は、以下の通りです。

①児童、生徒、高校生へのWebアンケート調査

施策の対象であるこども・若者等の意見や現状を把握するため、刈谷市内の小中学生及び高校生に対してWebアンケート調査を実施しました。

■調査対象及び調査方法

調査地域	刈谷市全域
調査対象者	・刈谷市内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒
標本数	・小学5年生：1,391名 ・中学2年生：1,406名 ・高校生：1,447名
調査期間	・小・中学生：令和6年4月25日～5月17日 ・高校生：令和6年7月8日～7月19日・9月2日
調査方法	学校配付のタブレット端末等を利用したWebアンケート調査 ・小・中学生：「令和6年度 児童・生徒の意識や行動に関するアンケート」 ・高校生：「刈谷市 子どもの生活・意識に関する調査」
調査実施機関	刈谷市

■回収状況

調査対象者	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
小・中学生調査	2,797	2,197	78.5
小学5年生	1,391	1,133	81.5
中学2年生	1,406	1,064	75.7
高校生調査	1,447	325	22.5

②中高生からの対面での意見聴取

刈谷市内の中学校及び高校において、対面での意見聴取を実施しました。

■実施概要

内容	対象	実施期間
朝日中学校	2年生全クラス	令和6年7月18日
刈谷南中学校	1・2年生の有志	令和6年8月7日
富士松中学校	2年生全クラス	令和6年9月10日
市内5つの高校	各校を通して公募	令和6年7月29日

<実施内容>

- (1) 刈谷市の概要紹介
- (2) こども大綱など、子どもの権利についての紹介
- (3) 子どもの居場所、自分らしさ、幸せ、意見表明や社会参加についての検討及び意見発表

※対面での意見聴取の結果の一部を、第4章の「こども・若者の意見」に掲載しています。

③ひとり親家庭へのアンケート調査

児童扶養手当現況届を提出される方に、不安に感じている点などについてのアンケート調査を行いました。

■実施概要

対象者	刈谷市内在住の児童扶養手当認定対象者
実施期間	令和6年7月22日～9月4日
対象者数	751人
回答数（回答率）	529件（70.4%）

④子育て支援団体へのヒアリング調査

刈谷市内で活動する子育て支援団体の代表者に、子育て世代が抱える困りごとや必要な支援、団体の活動に関するここと等をお聴きしました。

■実施概要

実施日	令和6年8月14日、8月21日
実施団体数	3団体

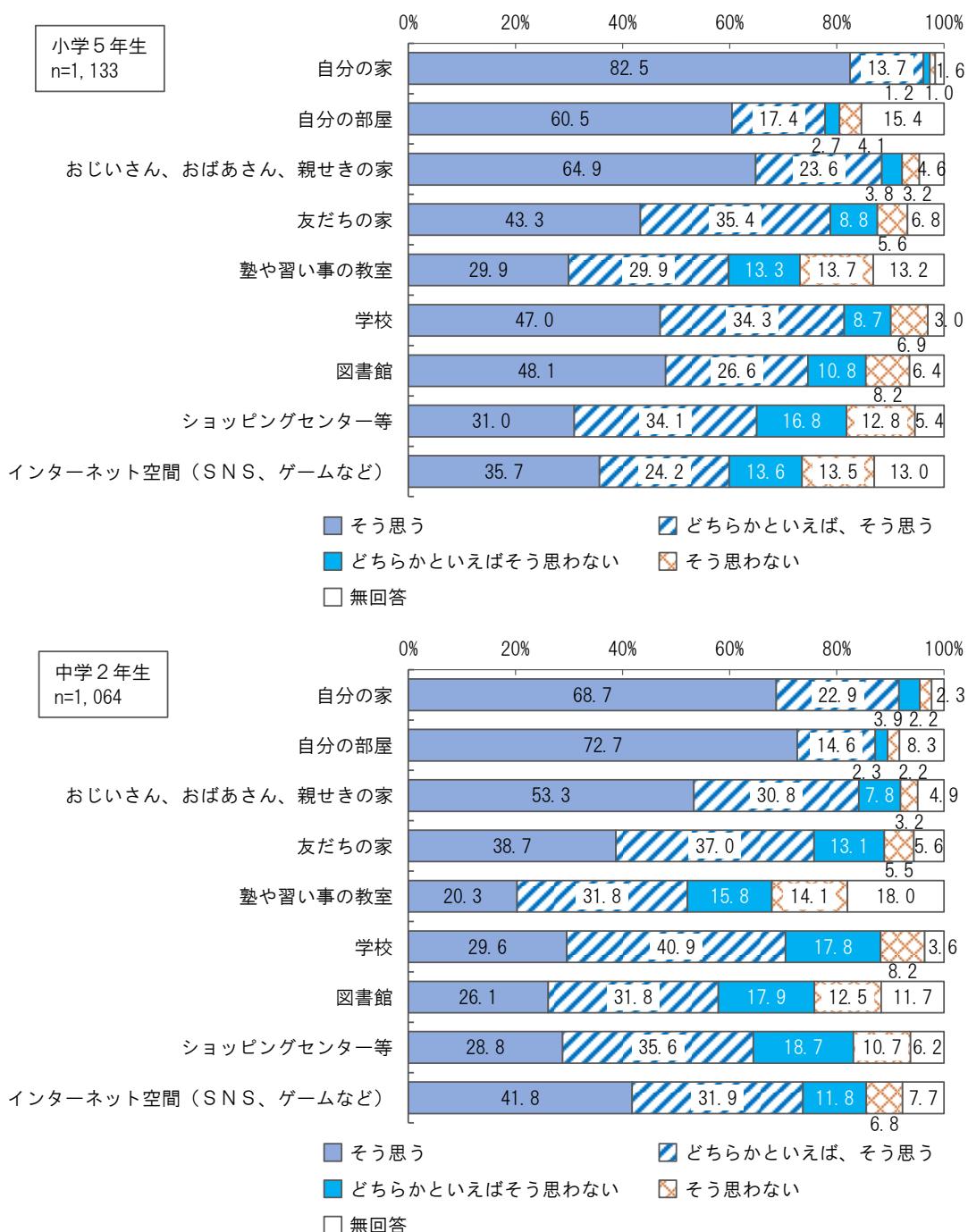
(2) 児童、生徒、高校生へのWebアンケート調査の結果概要

【小・中学生調査】

①居場所（ほっとできる場所）の状況

居場所（ほっとできる場所）であるかどうかについて、『そう思う』（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の計）と答えた割合は、小学5年生では「自分の家」「おじいさん、おばあさん、親せきの家」「学校」、中学2年生では「自分の家」「自分の部屋」「おじいさん、おばあさん、親せきの家」の順で高くなっています。

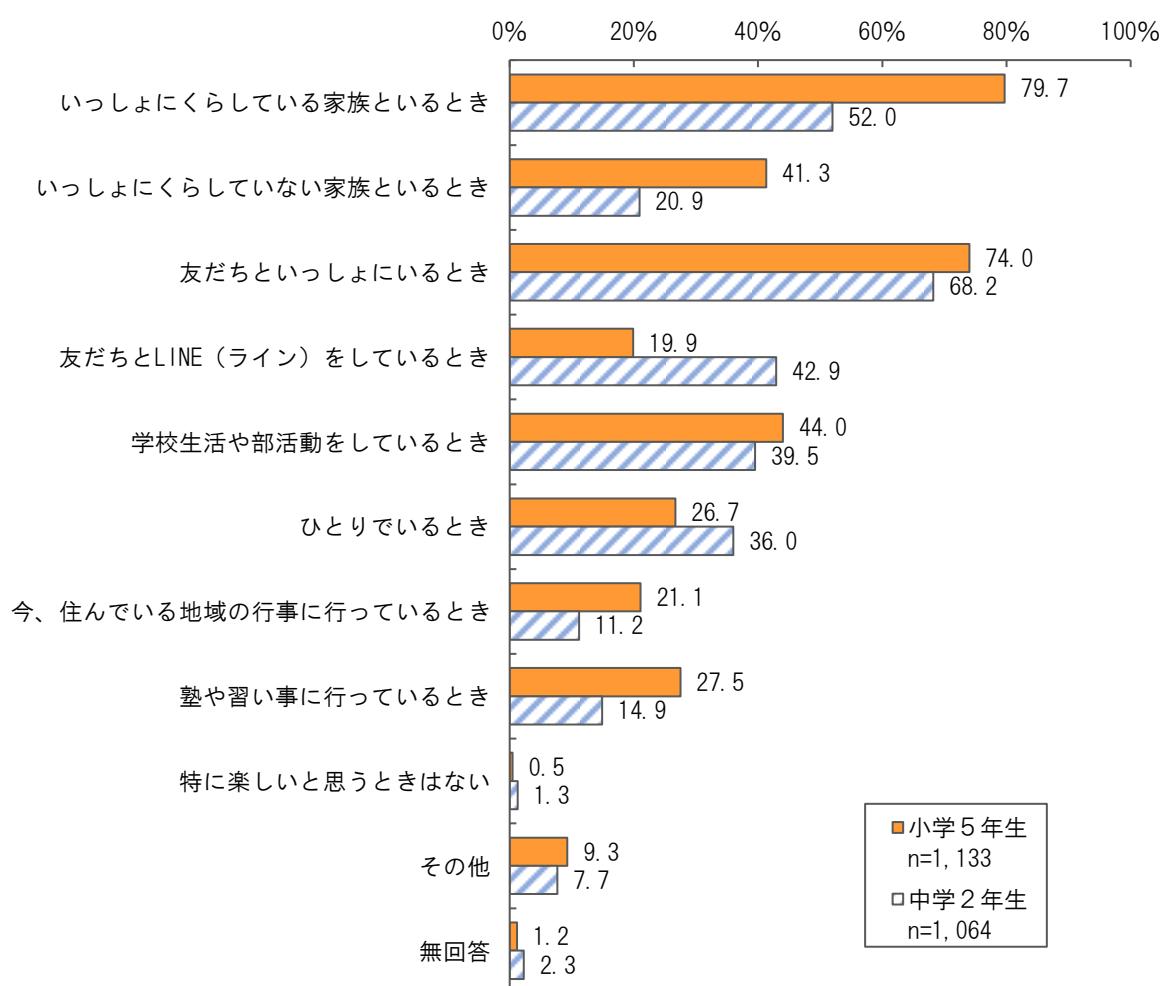
図表33 居場所（ほっとできる場所）の状況



②毎日の生活で楽しいと思うとき

小学5年生では「いっしょにくらしている家族といふとき」「友だちといっしょにいるとき」「学校生活や部活動をしているとき」「いっしょにくらしていない家族といふとき」、中学2年生では「友だちといっしょにいるとき」「いっしょにくらしている家族といふとき」「友だちとLINE（ライン）をしているとき」「学校生活や部活動をしているとき」の順で割合が高くなっています。

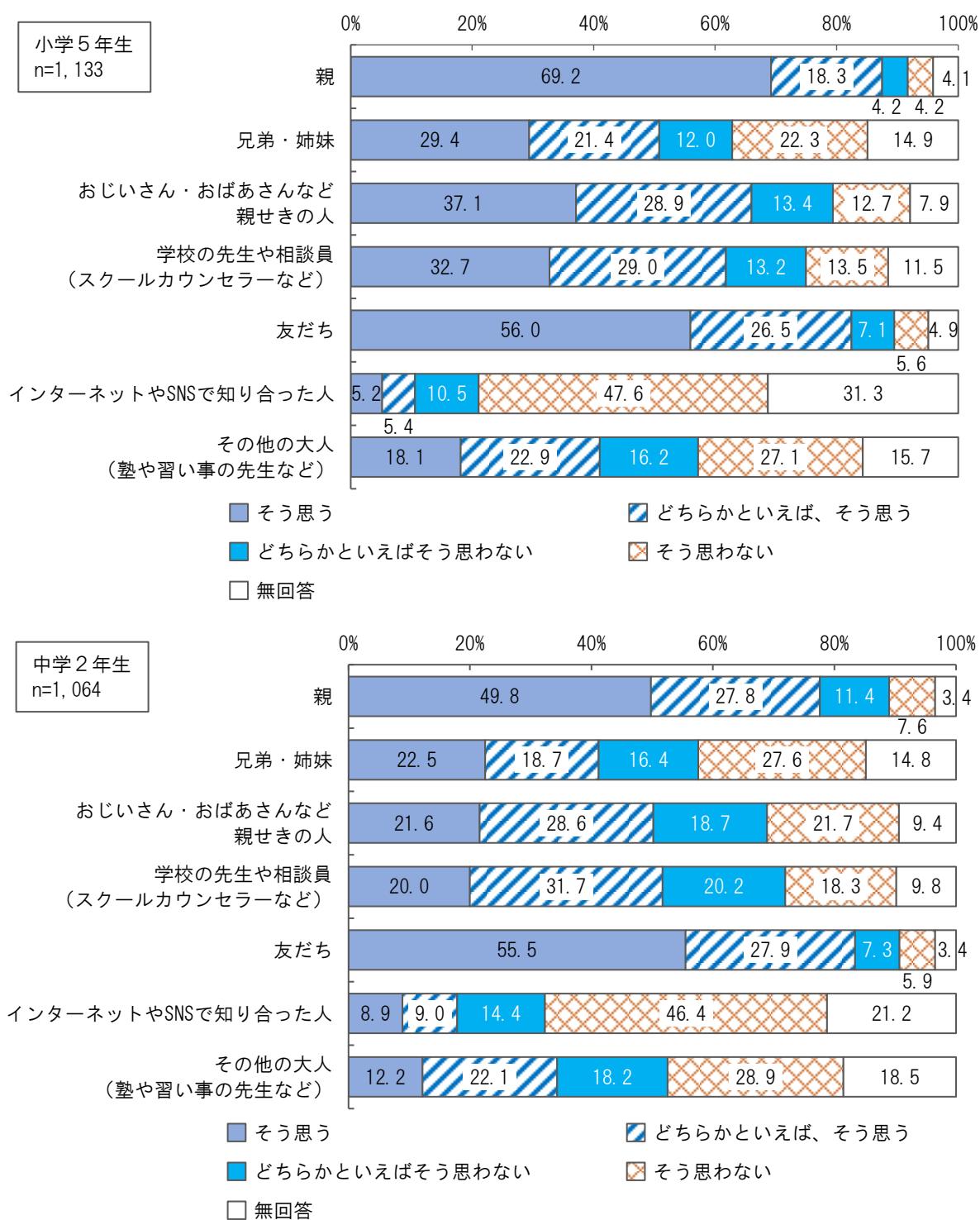
図表34 毎日の生活で楽しいと思うとき



③困っていることや悩みごとの相談相手の状況

困っていることや悩みごとの相談相手になっているかどうかについて、『そう思う』（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の計）と答えた割合は、小学5年生では「親」「友だち」「おじいさん・おばあさんなど親せきの人」、中学2年生では「友だち」「親」「学校の先生や相談員」の順で高くなっています。

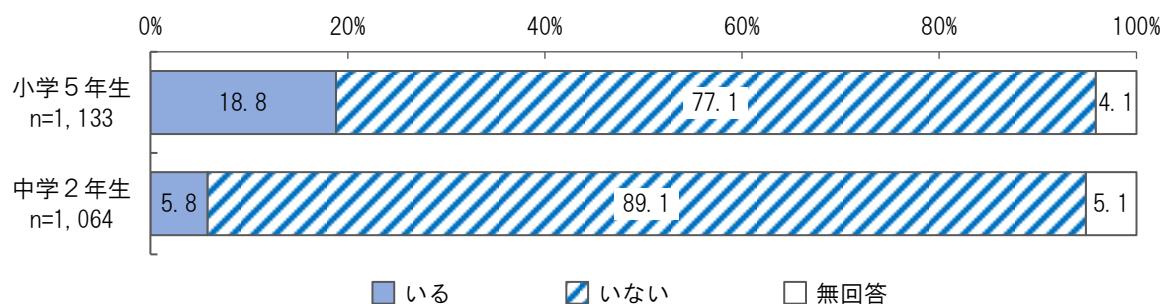
図表35 困っていることや悩みごとの相談相手の状況



④家族の中に自分がお世話をしている人がいるか

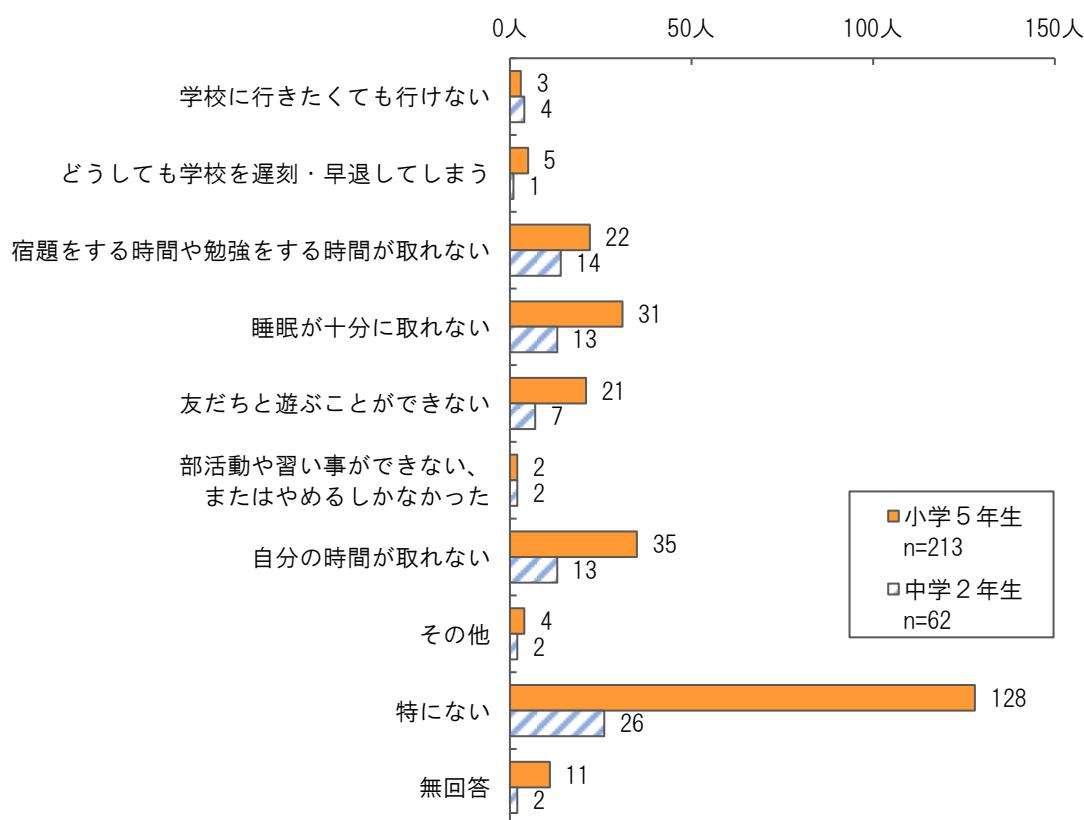
家族の中に自分がお世話をしている人がいる割合は、小学5年生で 18.8%、中学2年生で 5.8%となっています。

図表36 自分がお世話をしている家族の有無



お世話をしていることでやりたいけどできていないことは、小学5年生では「自分の時間が取れない」「睡眠が十分に取れない」、中学2年生では「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」「自分の時間が取れない」「睡眠が十分に取れない」（第2位は同人数）の順で多くなっています。また、『お世話をしていることでできていないことがある』子どもの人数（全体から「特にない」と無回答を除いた人数）は、小学5年生で 74 人、中学2年生で 34 人となっています。

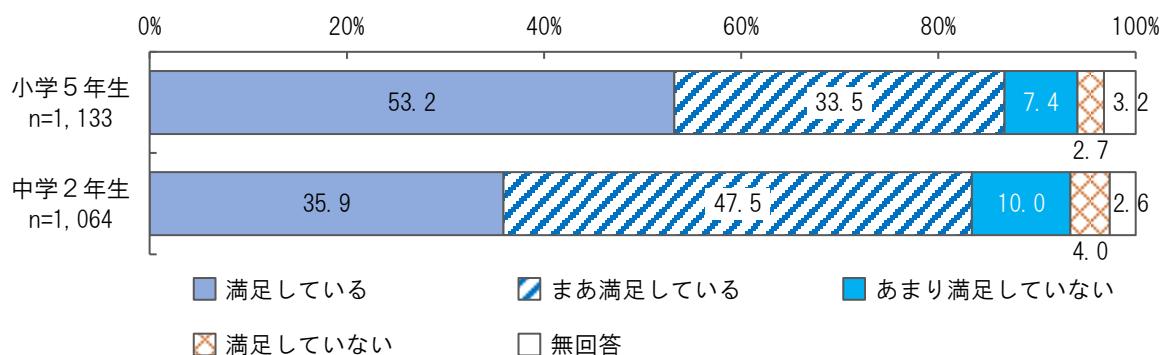
図表37 お世話をしていることでやりたいけどできていないこと



⑤最近の生活に満足しているか

『満足している』（「満足している」「まあ満足している」の計）と答えた割合は、小学5年生で86.7%、中学2年生で83.4%といずれも8割台となっています。一方、『満足していない』（「満足していない」「あまり満足していない」の計）と答えた割合は、小学5年生で10.1%、中学2年生で14.0%となっています。

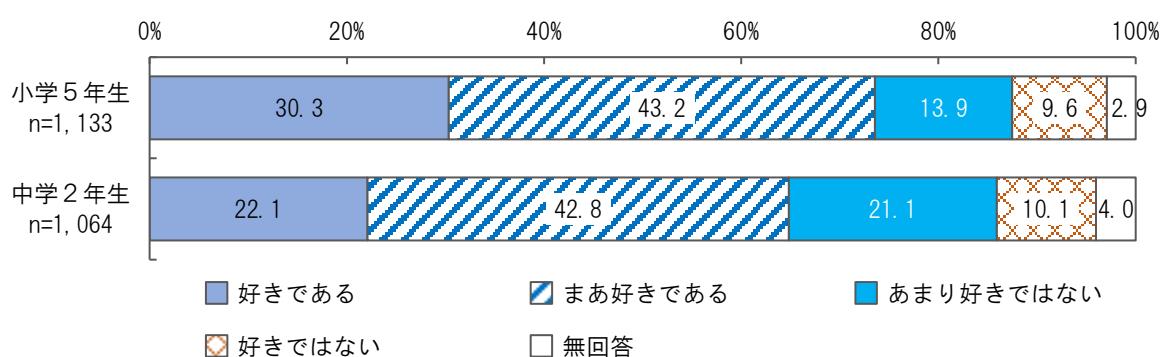
図表38 最近の生活に満足しているか



⑥自分のことが好きか

『好きである』（「好きである」「まあ好きである」の計）と答えた割合は、小学5年生で73.5%、中学2年生で64.9%となっています。一方、『好きではない』（「好きではない」「あまり好きではない」の計）と答えた割合は、小学5年生で23.5%、中学2年生で31.2%となっています。

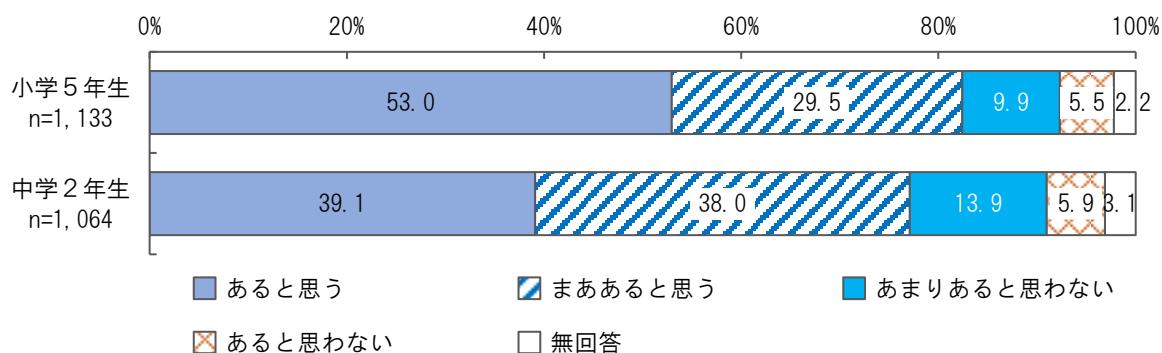
図表39 自分のことが好きか



⑦自分には自分らしさがあると思うか

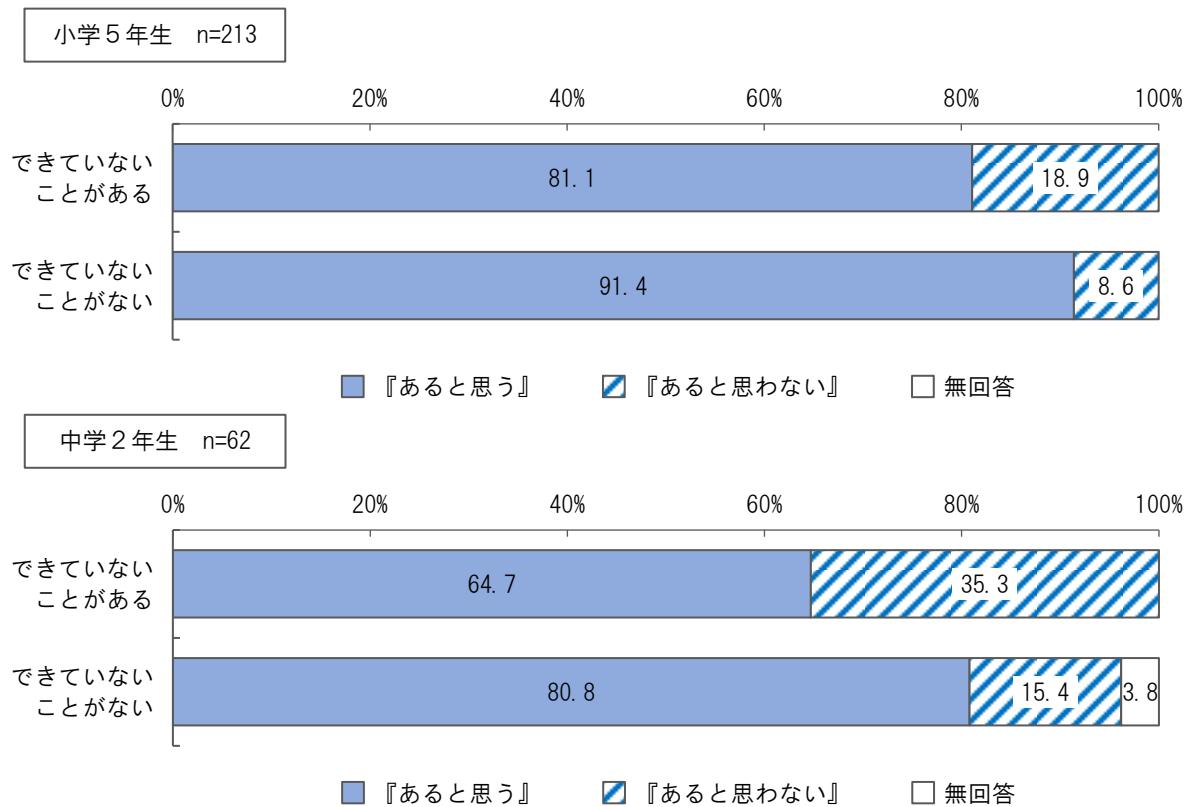
『あると思う』（『あると思う』『まああると思う』の計）と答えた割合は、小学5年生で82.5%、中学2年生で77.1%となっています。一方、『あると思わない』（『あると思わない』『あまりあると思わない』の計）と答えた割合は、小学5年生で15.4%、中学2年生で19.8%となっています。

図表40 自分には自分らしさがあると思うか



「お世話をしていることでできていないこと」の有無別でみると、できていないことがある子どもでは『あると思わない』の割合が小学5年生で18.9%、中学2年生で35.3%と、できていないことがない子どもに比べていずれも高くなっています。

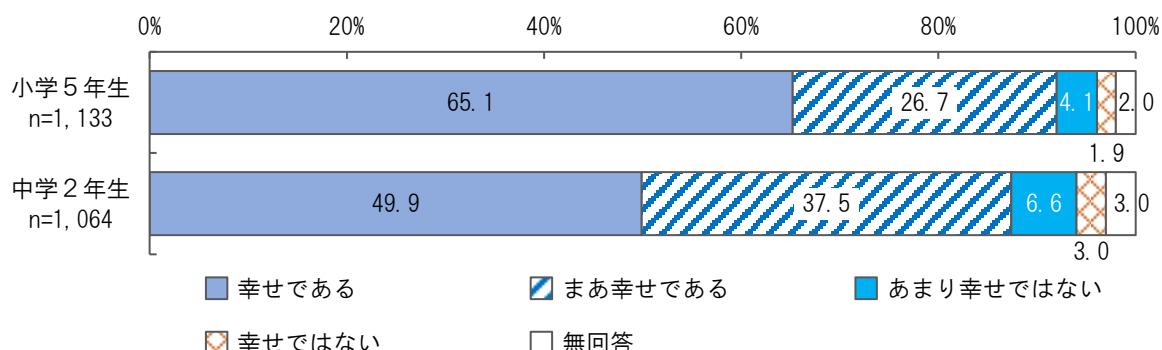
図表41 自分には自分らしさがあると思うか【できていないことの有無別】



⑧自分は幸せか

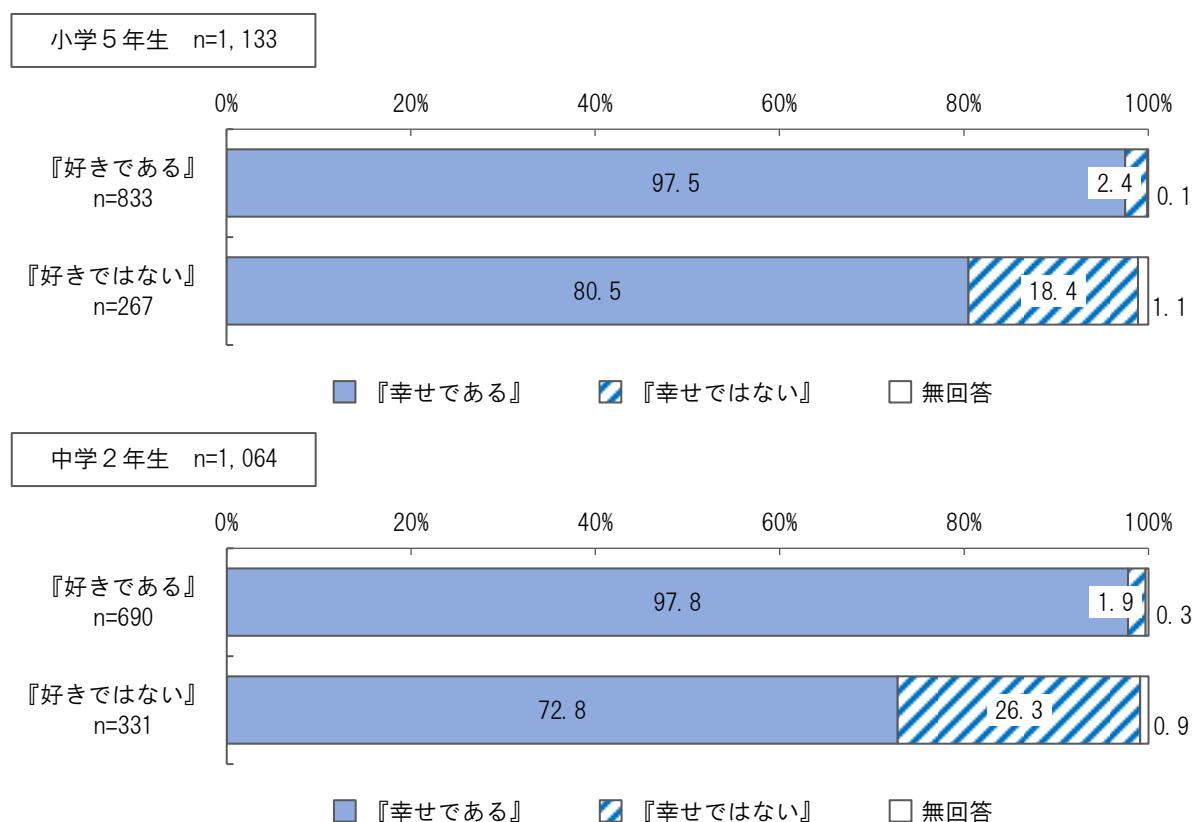
『幸せである』（「幸せである」「まあ幸せである」の計）と答えた割合は、小学5年生で91.8%、中学2年生で87.4%となっています。一方、『幸せではない』（「幸せではない」「あまり幸せではない」の計）と答えた割合は、小学5年生で6.0%、中学2年生で9.6%となっています。

図表42 自分は幸せか



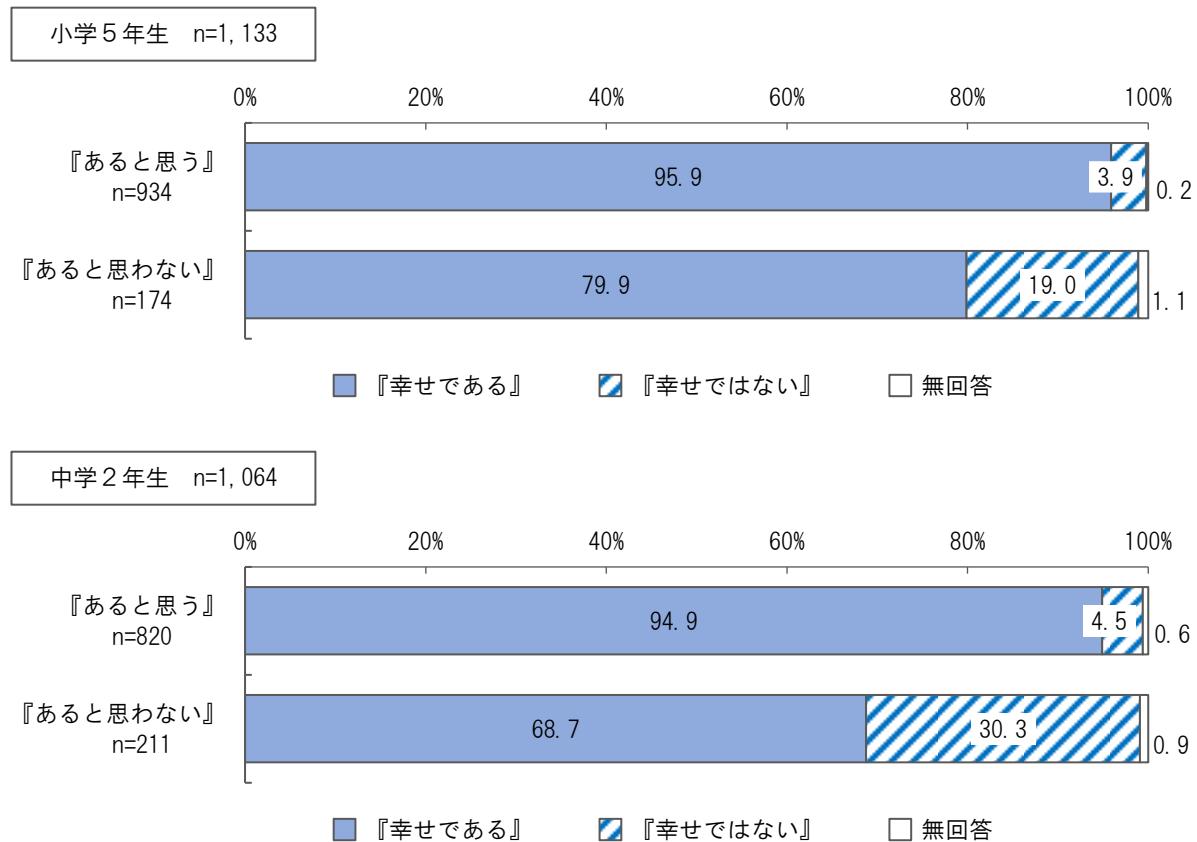
自分のことが好きか好きでないかの別でみると、自分のことが好きでない子どもでは『幸せではない』の割合が小学5年生で18.4%、中学2年生で26.3%と、好きである子どもに比べていずれも高くなっています。

図表43 自分は幸せか【自分のことが好きか好きでないか別】



自分には自分らしさがあると思うか思わないかの別でみると、自分らしさがあると思わない子どもでは『幸せではない』の割合が小学5年生で 19.0%、中学2年生で 30.3%と、自分らしさがあると思う子どもに比べていずれも高くなっています。

図表44 自分は幸せか【自分らしさがあると思うか思わないか別】

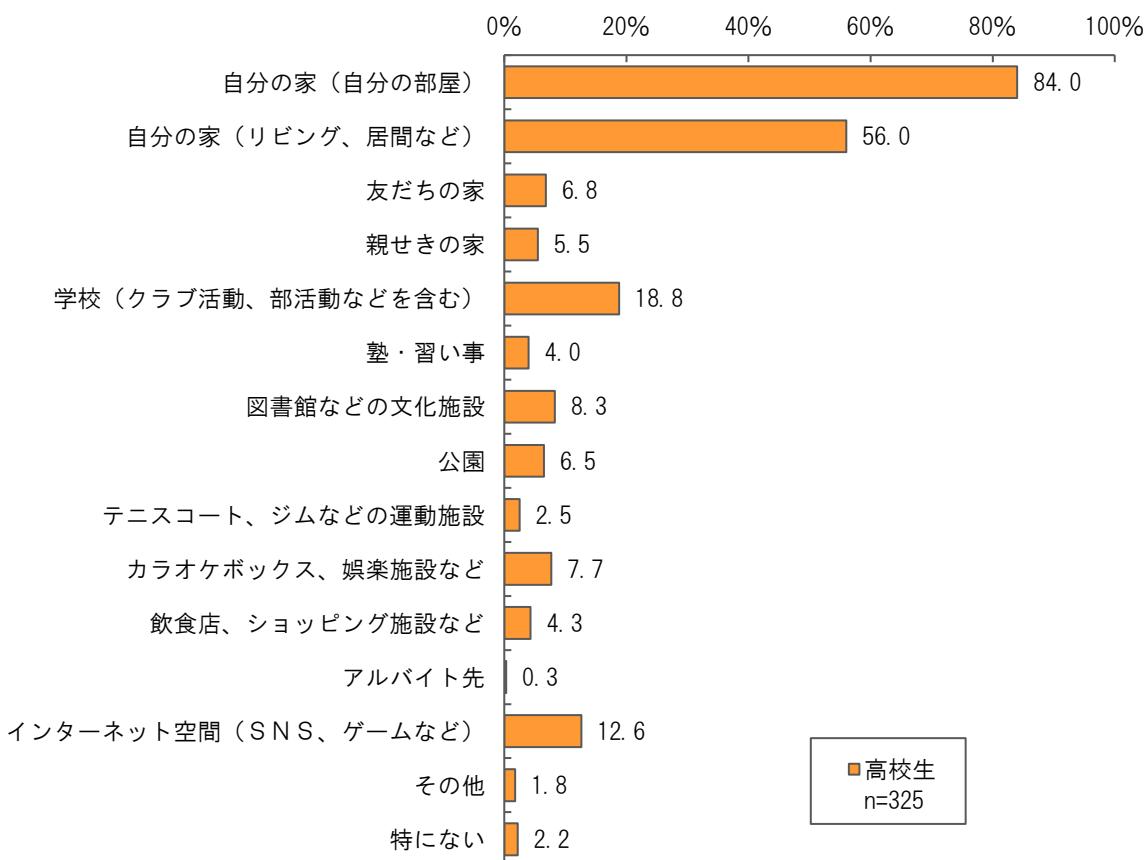


【高校生調査】

①ほっとできる場所、居心地の良い場所

「自分の家（自分の部屋）」（84.0%）が最も高く、次いで「自分の家（リビング、居間など）」が56.0%、「学校」が18.8%、「インターネット空間」が12.6%となっています。

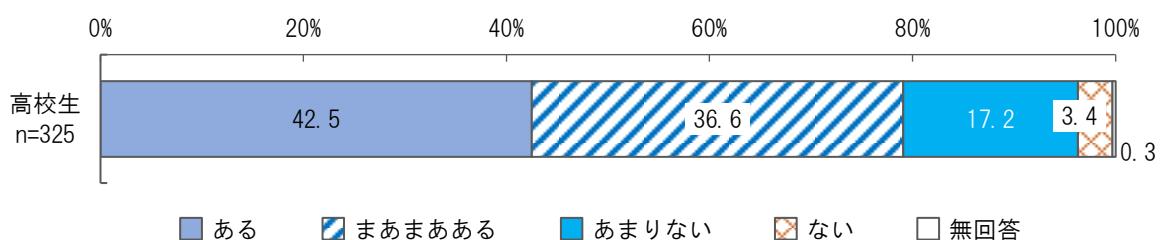
図表45 ほっとできる場所、居心地の良い場所



②自分の好きなことをする十分な時間の有無

『ある』（「ある」「まあまあある」の計）と答えた割合は79.1%、『ない』（「ない」「あまりない」の計）と答えた割合は20.6%となっています。

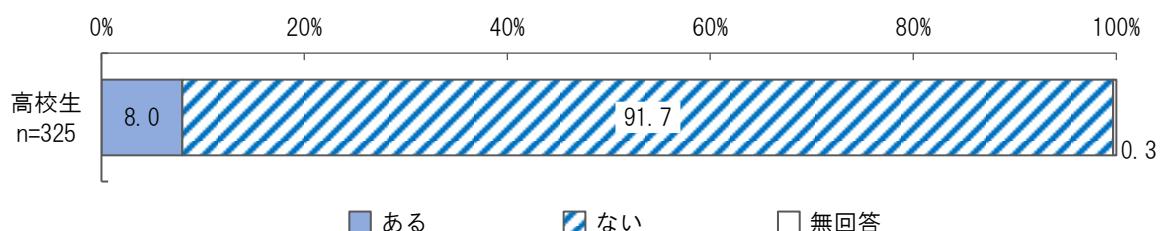
図表46 自分の好きなことをする十分な時間の有無



③家庭の経済的な理由から、やりたいことをあきらめた経験の有無

「ある」は 8.0%、「ない」は 91.7% となっています。

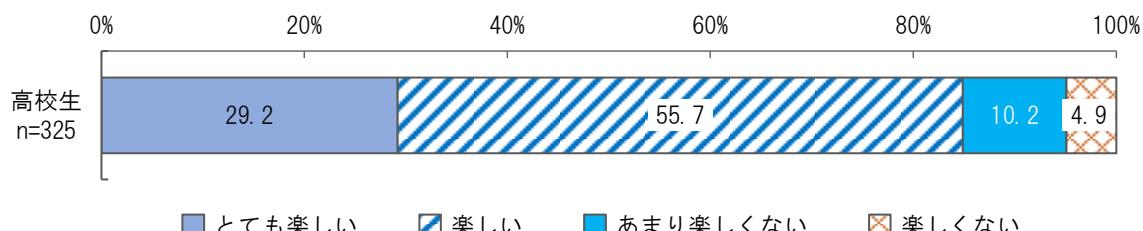
図表47 自家庭の経済的な理由から、やりたいことをあきらめた経験の有無



④学校の楽しさ

『楽しい』（「とても楽しい」「楽しい」の計）と答えた割合は 84.9%、『楽しくない』（「楽しくない」「あまり楽しくない」の計）と答えた割合は 15.1% となっています。

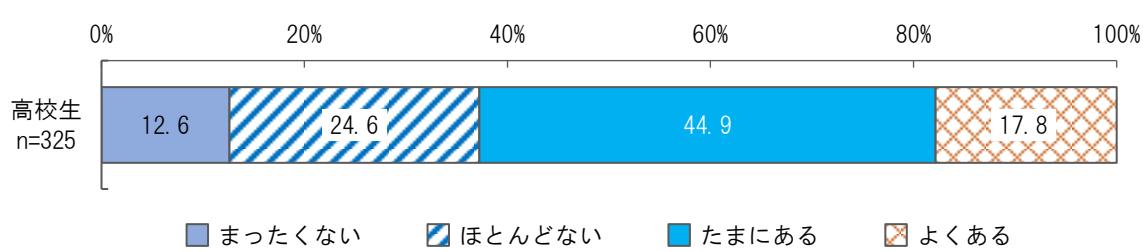
図表48 学校の楽しさ



⑤学校に行きたくないと思うことの有無

『ない』（「まったくない」「ほとんどない」の計）と答えた割合は 37.2%、『ある』（「よくある」「たまにある」の計）と答えた割合は 62.7% となっています。

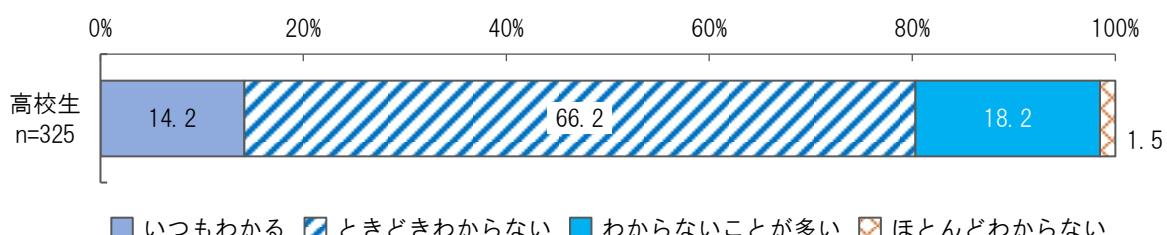
図表49 学校に行きたくないと思うことの有無



⑥学校の授業の理解度

「ときどきわからない」(66.2%) が最も高く、次いで「わからないことが多い」が18.2%、「いつもわかる」が14.2%となっています。

図表50 学校の授業の理解度



⑦将来の進路希望先

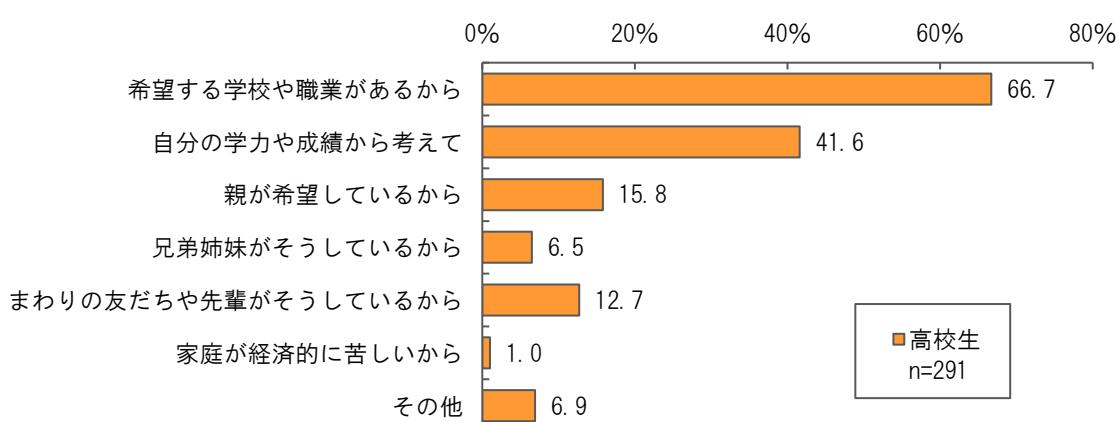
現時点での将来の進路希望先は、「大学・大学院」(62.8%) が最も高く、次いで「高校まで」が24.3%、「まだわからない」が10.5%となっています。

図表51 将来の進路希望先



将来の進路希望の理由は、「希望する学校や職業があるから」(66.7%) が最も高く、次いで「自分の学力や成績から考えて」が41.6%、「親が希望しているから」が15.8%、「まわりの友だちや先輩がそうしているから」が12.7%となっています。

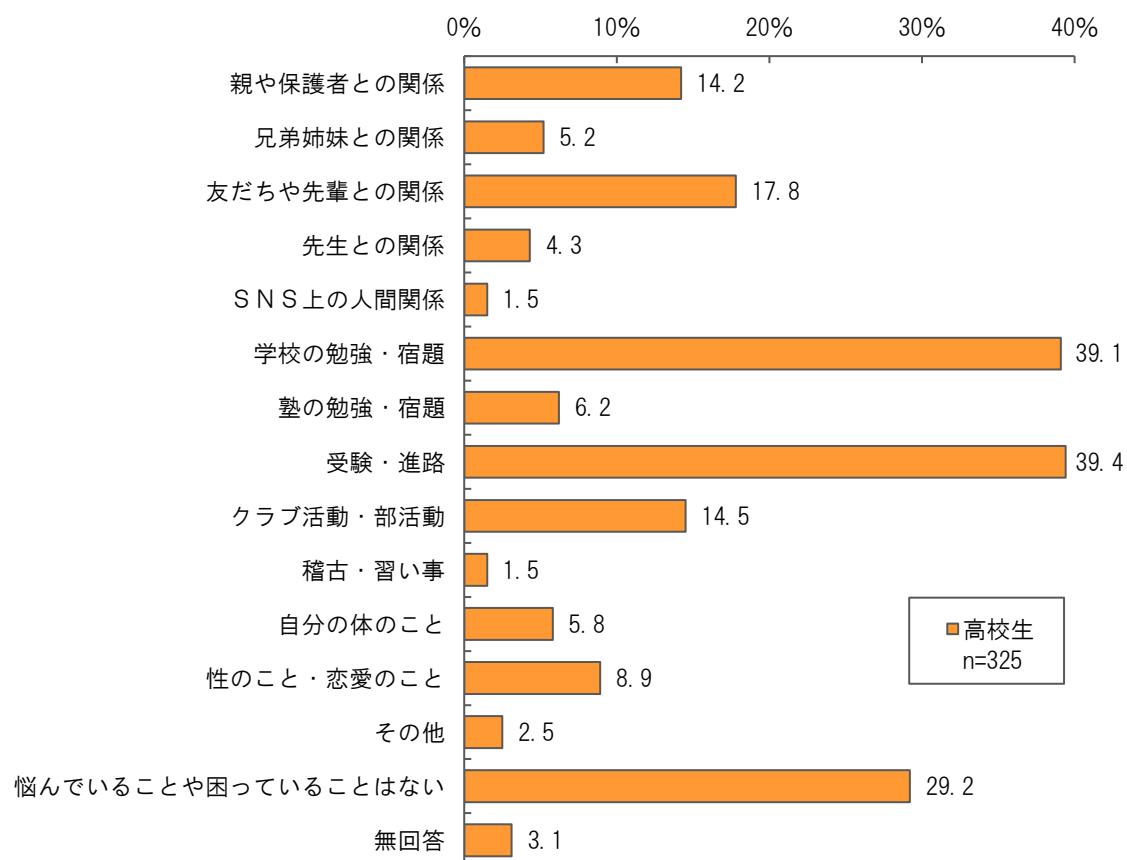
図表52 将来の進路希望の理由



⑧悩んでいることや困っていること

「受験・進路」(39.4%)が最も高く、次いで「学校の勉強・宿題」が39.1%、「友だちや先輩との関係」が17.8%、「クラブ活動・部活動」が14.5%となっています。また、「悩んでいることや困っていることはない」は29.2%となっています。

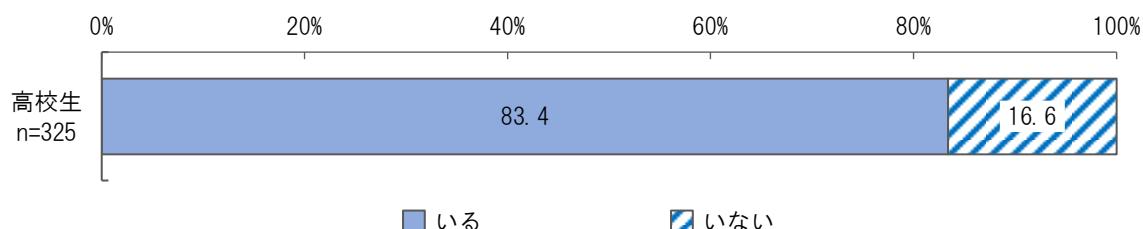
図表53 悩んでいることや困っていること



⑨相談したり悩みを話せる人の有無

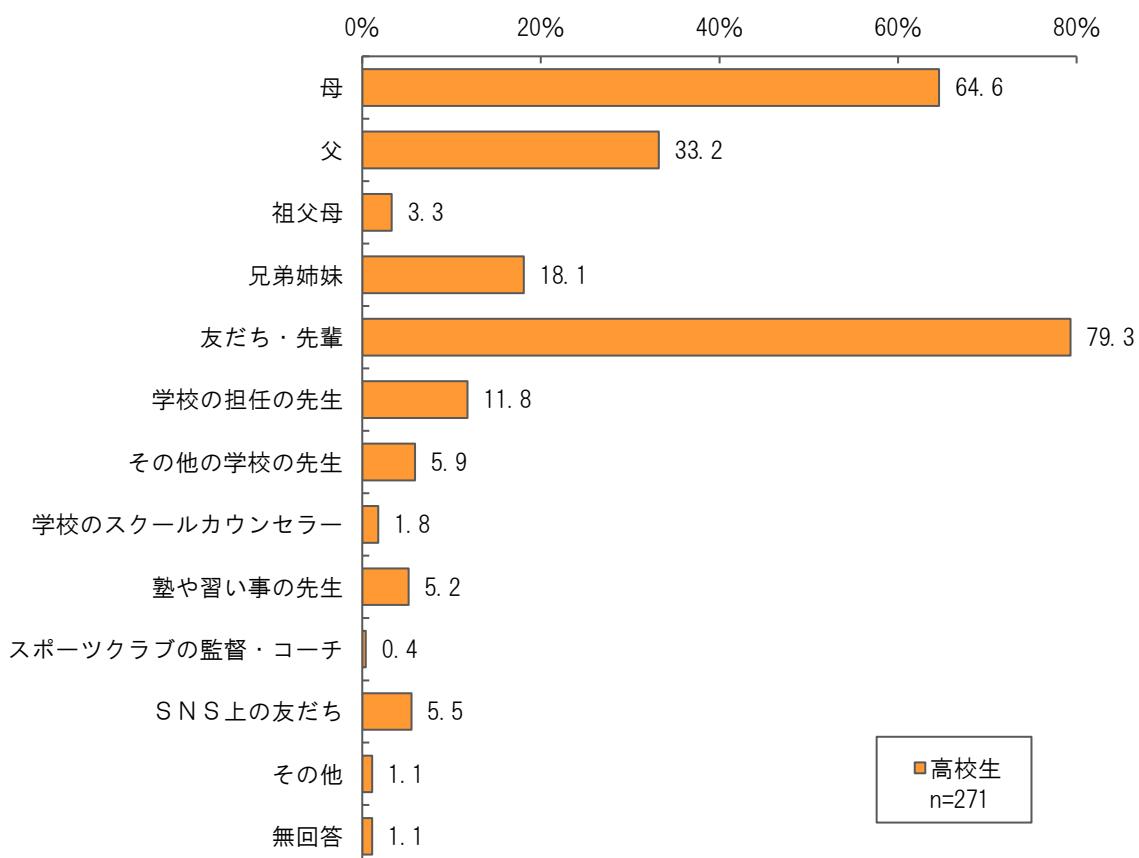
「いる」は83.4%、「いない」は16.6%となっています。

図表54 相談したり悩みを話せる人の有無



相談したり悩みを話せる人は、「友だち・先輩」(79.3%)が最も高く、次いで「母」が64.6%、「父」が33.2%、「兄弟姉妹」が18.1%、「学校の担任の先生」が11.8%となっています。

図表55 相談したり悩みを話せる人



⑩家族のお世話の経験の有無

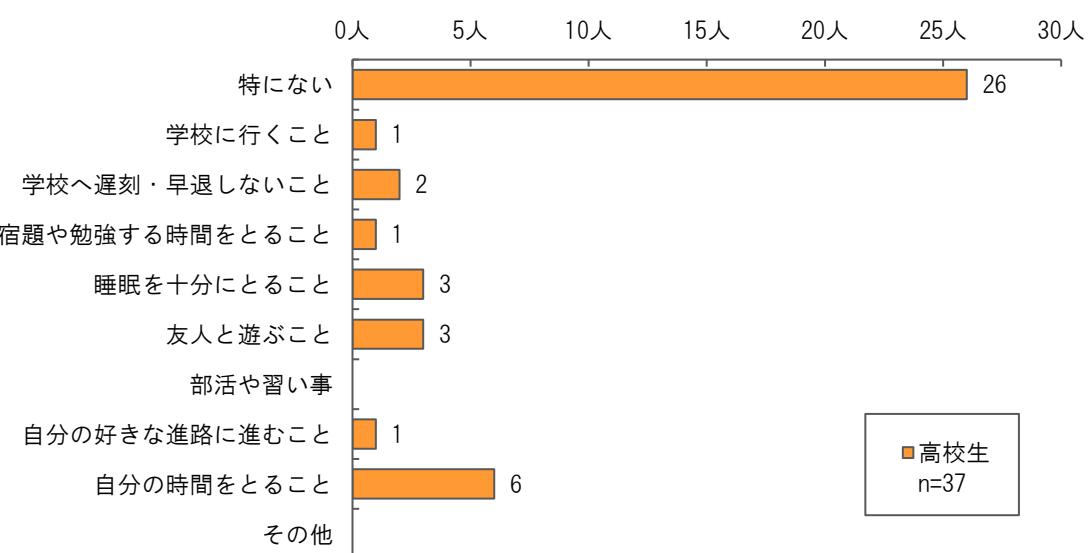
家族のお世話（本来大人がするような家事（食事の準備、掃除、洗濯など）や、誰かの介護、めんどうをみることなど）の経験の有無は、「はい」が9.2%、「現在はしていないが、過去にしていた」が2.2%、「現在も過去もしていない」が88.3%となっています。

図表56 家族のお世話の経験の有無



お世話をしていることが原因でやりたいけどできていないことは、「特にない」が26人となっており、できていないことでは「自分の時間をとること」（6人）が最も多くなっています。

図表57 お世話をしていることが原因でやりたいけどできていないこと



(3) 中高生からの対面での意見聴取の結果概要

①自分らしさについてどう思う？

- 自分らしさがないと、みんな同じ意見になって面白くない
- 色々な意見が混じることで新しいものができる
- 自分らしさがあれば、周りに流されず、自分の好きなように過ごせる
- 異なる主張同士がぶつかりあうことがあり、対立につながる
- いじめや差別につながることがある

②社会参加するにはどうしたらしい？

- 大人ばかりで堅苦しいイメージがあるので、気軽に参加できるような工夫をする
- どこで何をやっているか情報を得やすくする
- 参加する楽しみとして、ご褒美を渡す（参加賞）、ゲーム形式にする
- 地域に親しみを持つ
- そもそも忙しくて余裕がないので難しい

③どんな居場所があるといい？

- ルールに縛られ過ぎない自由な空間
- 遊びやスポーツなど、好きなことができる空間
- 友だちや信用できる人がいる空間
- 一人になれる空間
- リラックスできて、心身ともに癒される空間（サウナ、仮眠室、ソファ設置など）

④意見を言いやすくするにはどうしたらしい？（意見を言えない理由は何？）

- 周りからどう思われるかを気にし過ぎてしまう
- 意見がどのように反映されたかがわかると、意見を言う意義が感じられる
- そもそも意見を言うにあたって、課題を知る必要がある
- 自分の意見を否定されずに聞いてもらえる環境がほしい
- 匿名で意見が言える環境があると言いややすい

⑤幸せに暮らしたい！

- ショッピングモールや飲食店、文化やスポーツ、娯楽に関する施設がほしい
- 余裕がほしい（時間やお金など）

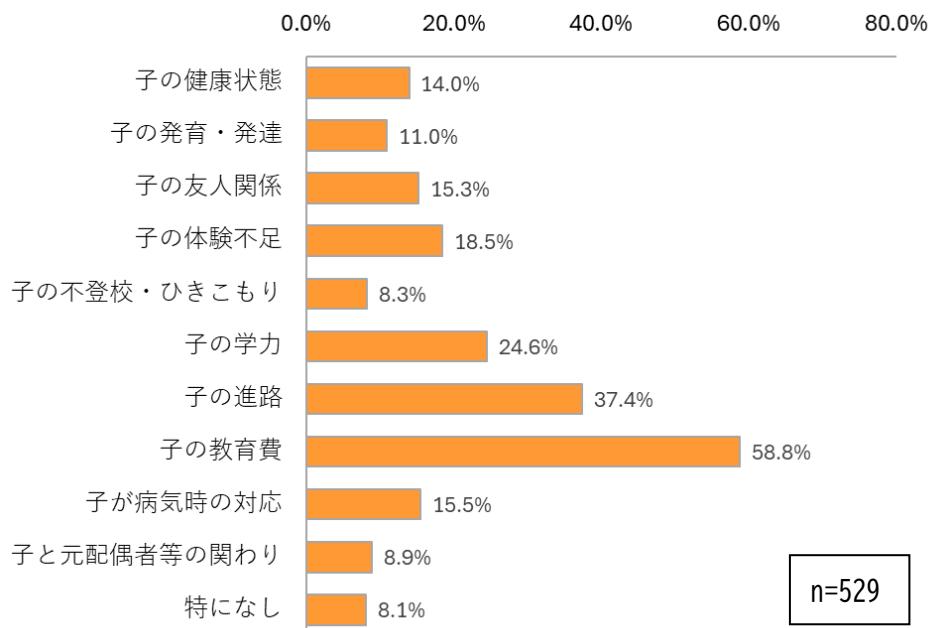
- もっと情報がほしい
- 表現の自由を認めてもらい、聞く側にも思いやりを持ってほしい
- 自分の子と他の子を比較して悩んでしまうので、違って当たり前の空気が必要

(4) ひとり親家庭へのアンケート調査の結果概要

①特に不安を感じている事柄

特に不安を感じている事柄を3つまで選んでもらったところ、「子の教育費」(58.8%)、「子の進路」(37.4%)、「子の学力」(24.6%)など、子どもの教育関係に関する不安が上位を占めています。

図表58 特に不安を感じている事柄



(5) 子育て支援団体へのヒアリング調査の結果概要

①子育て世代が抱える、子育てにおける困りごと

- 自分の子と他の子を比較して悩んでしまう
- 子どもの自己主張をどこまでは許せて、どこは許せないのかという判断ができるない
- 虐待の認識への不安があり、子どもを怒れない

- 離乳食を食べてくれない
- こどもをどう叱つたらいいのかわからない
- こどもとの接点の作り方に悩む

②子育てしやすくなるために必要な支援

- 情報収集が苦手な人でも情報を入手できるような支援
- 子育て支援活動をしている人同士をつなげる支援
- 育児休暇を取得した結果、このような成長が見られたというような好事例を示し、育児休暇取得への啓発を行う
- 地域組織やボランティア等による地域に密着した支援

③こどもの健やかな成長に必要だと思う支援

- いろいろな子がいて、できること、できないことがあっても良いという機運の醸成
- こども自身の意見表明、こまつた時のSOSの発信がしっかりできるよう支援する
- こどもが、自身の権利について知るための教育
- 生後1、2か月で虐待が発生するケースがあるので、早期に介入する

④団体を運営していく中で困っていること

- スタッフの人材確保
- どうしたらスタッフのやりがいが上がるのかを考える必要がある
- 活動する際の交通費、有償ボランティアとしていくための財源の確保など

⑤団体への支援として希望すること

- 団体の活動の周知への協力
- 後継者、人材の確保
- 有償ボランティアとしていくための支援
- 子育てに寛大な意識が定着するような啓発活動

刈谷市の課題



(1) 第8次総合計画から

令和5年に策定された第8次刈谷市総合計画では、「少子化と子育て世代の転出超過」をひとつの大きな課題と認識しています。そういう課題を解決し、持続的に発展しながら目指す将来都市像を実現するために5つの重点戦略を設けています。

- ・若い世代や子育て世代への支援
- ・魅力ある働く場の創出
- ・にぎわいの創出
- ・誰もが活躍できる社会の形成
- ・安心に暮らし続けられる環境の整備

第8次刈谷市総合計画に基づき、若い世代が現在から将来に渡って活躍できるような社会、子育て世代が安心して子育てを行いながら自らも活躍できる社会が実現されることを、地域全体で協力しながら目指していく必要があります。

(2) こどもの意見の尊重と社会参画

今回の高校生アンケートの回答率は22.5%ということで、令和6年度の市民意識調査の回答率（%）と比較してかなり低いです。この理由を推察するに当たって、中学生の対面での意見聴取や高校生ワークショップでの意見が参考となります。中学生に社会参画が難しい理由を聴取した際に「どこで何をしているかわからない」「メリットがない」との意見が多数あり、高校生ワークショップでは「意見がどのように反映されたか実感がない」などの意見がありました。まずは、こども・若者の社会参画を受け入れる土壤づくりが重要です。

（3）自己肯定感の醸成

小中学生調査からひとつの傾向が見えてきました。「自分を好きではない」子どもや「自分らしさがあると思わない」子どもは、「自分は幸せか」の問に対し否定的な回答をする傾向にあります。これは、自己肯定感の低さが、幸せを感じる尺度に大きな影響を与えていていることの表れであると考えられ、自己肯定感を高める支援が必要と考えられます。

また、自己肯定感を高めるためには、自分時間を制限することになるヤングケアラーなどの課題を解決する必要があります。

（4）気軽に相談できる体制の必要性

高校生の調査では、困った時に相談したり悩みを話したりできる人がいない子が 17%程度いることがわかりました。悩み事の内容は、学校の勉強、受験や進路、友達や先輩との関係など様々ですが、高校生という時期は高等教育への進学の有無等を決定する時期でもあり、その子の生涯に影響を与える可能性が高い悩み事が多いと考えられます。気軽に相談できる環境を充実するなど、一人ひとりの状況を踏まえた支援ができる体制を充実する必要があります。

（5）多様化・複雑化する保護者のニーズ

ひとり親世帯、共働き世帯の増加などを背景に、教育・保育事業へのニーズが高まりを見せる一方で、小学生年代の子どもの放課後の過ごし方のニーズとしては、習い事が減少し、自宅や放課後児童クラブが高まりをみせています。複雑化・多様化する保護者のニーズに、限られたリソースでどのような解決策を提案できるか、模索する必要があります。

基本理念



(基本理念)

「こどもが輝く社会を、こどもと共に考え・創造する」

本計画の前身である第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画では、「元気に育て かりやの子どもたち」の基本理念のもと、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることができるように社会全体で支援していくことを目指しました。本計画では、この考え方を踏襲しつつ、こども大綱で示された「こどもまんなか社会」に代表される理念を尊重し、本計画の貫く意図を明確に伝えるため、新たな基本理念を「こどもが輝く社会を、こどもと共に考え・創造する」としました。

この基本理念のもと、「社会の主役は、こどもたちである。」との前提に立ち、子育てを家庭だけに任せることではなく、社会全体で子どもの育ちを支援し、こどもが現在から将来に渡って輝きを放つ社会をこどもと共に考え、社会全体で創造することを目指します。

こどもたちが自身の考えを持ち、発信し、参画することで、社会に魅力や活力が与えられることを実感する機会を大切にします。こうした体験を通じて、自己肯定感や自己有用感を感じたこどもたちは、自身の将来像を意識するようになります。この基本理念には、こどもたちを中心とした健全な社会の在り方が、持続可能な社会の実現を後押しするという希望を込めています。

基本目標



(1) こども・若者の権利の尊重

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格を持った個人として尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進します。また、若者が社会的な自立を果たし、充実した心豊かな生活を送ることができるように支援します。

(2) こども・若者が健全に育つ環境の整備

こどもが豊かな心と健康な体を育みながら成長するために、乳幼児期からの安定した人間関係の形成を保障するとともに、すべてのこども・若者が相互に人格と個性を尊重されながら、自己肯定感や自己有用感を高めて成長できるような環境の整備を進めます。

(3) 安心して子育てできる環境の構築

こどもの健やかな成長を期待し、安心して楽しみながら子育てできる刈谷市をめざし、家族だけでなく、事業者をはじめとする地域社会および行政が協力して「こどもの育ち」を支援する意識を持ち、こどもを生み育てやすい環境を構築します。

(4) 社会全体での子育ての推進

こどもは、家庭やこども同士の関係だけでなく、地域の人々、自然、文化と関わるなかで、豊かな人間性を身につけていきます。こどもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、事業所、行政をはじめ地域社会全体が地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要です。子育てを地域社会全体で行う視点に立った取組を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	77.6%	81.0%
学校が楽しいと思う児童生徒の割合	92.2%	92.2%
子どもを生み育てやすいと思う市民の割合	81.6%	90.0%
地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合	55.2%	59.0%

3

第3章 計画の基本的な考え方 必要な視点



基本目標に基づき施策を進めていくにあたり、次の視点を全体を貫く軸とします。

<視点1>ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を切れ目なく提供するとともに、子ども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるようになるまでの必要な支援を年齢等の理由で途切れることなく推進します。

<視点2>当事者としての目線

子ども・若者の最善の利益が優先して考慮されるように、また、子育て当事者が子育て期の人生全体を充実させることができるように、子ども・若者及び子育て当事者の細かなニーズや実態の把握に努めながら、障害・疾病・虐待・貧困など困難な状況にある子ども・若者や家庭も含め、誰一人取り残されることのないよう支援を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

計画の体系



刈谷市こども計画

基本理念	基本目標1 こども・若者の 権利の尊重	刈谷市こども計画	
		視点1 ライフステージに応じた切れ目のない支援	視点2 当事者としての目線
こどもが輝く社会を、こどもと共に考え・創造する	基本目標2 こども・若者が 健全に育つ環境 の整備	<ol style="list-style-type: none"> 教育保育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の充実 ・幼児教育・保育等に携わる人材の確保と育成 ・学校教育の充実 心と体の成長の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり ・予防接種と健康診査 こども・若者にやさしいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり ・遊び場の確保 ・安心・安全な環境の整備 関係機関の連携強化・組織体制の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども・若者の意見表明の機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・授業形式の意見聴取とワークショップの活用 ・附属機関等委員の登用率の向上 ・こども・若者向けの情報提供の推進 2 こども・若者の自己実現を応援 <ul style="list-style-type: none"> ・将来像の形成支援 ・若者の就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援 ・貧困状態にあるこども・若者の支援 ・障害等のあるこどもへの支援 ・ヤングケアラーへの支援 ・外国ルーツのこどもへの支援 ・多様な価値観の尊重 ・困難な状況にあるこども・若者の支援
	基本目標3 安心して子育て できる環境の 構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージに応じた子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産への支援 ・子どもの成長、発達への支援 ・子育て情報の提供 2 ニーズに応じた子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時等の支援 ・ひとり親家庭への支援 ・DV被害者への支援 ・配慮が必要なこども・家庭の子育て支援 3 暮らしと子育ての両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育体制の充実 ・放課後児童クラブの充実 ・男女が協力して行う子育ての推進 4 経済的支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージに応じた子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産への支援 ・子どもの成長、発達への支援 ・子育て情報の提供 2 ニーズに応じた子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時等の支援 ・ひとり親家庭への支援 ・DV被害者への支援 ・配慮が必要なこども・家庭の子育て支援 3 暮らしと子育ての両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育体制の充実 ・放課後児童クラブの充実 ・男女が協力して行う子育ての推進 4 経済的支援
	基本目標4 社会全体での 子育ての推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 交流とネットワークづくりの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサービス利用者支援体制の構築 ・子育て支援団体の育成とネットワーク強化 ・地域の人材発掘と育成 2 こどもの育ちを支援する環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校・園づくり ・こども・若者が活躍する場づくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交流とネットワークづくりの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサービス利用者支援体制の構築 ・子育て支援団体の育成とネットワーク強化 ・地域の人材発掘と育成 2 こどもの育ちを支援する環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校・園づくり ・こども・若者が活躍する場づくり

第4章 施策の展開

こども・若者の権利の尊重

1-1 こども・若者の意見表明の機会の確保

こども・若者は、生まれながらにして権利の主体です。多様な人格を持った「個」として尊重し、社会や刈谷市の現状を学び、将来について考えることができるきっかけをつくるとともに、その年齢・発達の程度に応じて様々な形で自らの意見を表明することができる機会を確保します。

◆◆具体的な施策

授業形式の意見聴取とワークショップの活用	こども自身が社会や刈谷市のこと学習して将来の姿を考える学びの場を提供するとともに、授業形式の意見聴取やワークショップを通じて自らの意見を形成し、表明することができるよう支援します。
附属機関等委員の登用率の向上	若者が、多様な機会に参画して自らの意見を述べることにより、自らの意見が反映され、周囲や社会が変わっていくという体験ができるよう、附属機関等委員の登用率の向上を図ります。
こども・若者向けの情報提供の推進 ※1	こども自身が社会や刈谷市のこと知り、自らの意見の形成に必要な情報を得ることができるよう、こども向けの情報提供を推進します。

◆◆主な取組

- ①授業形式の意見聴取、高校・大学との連携
- ②こども施策に関わる附属機関等における 18 歳から 24 歳までの委員割合 =15%を目安 ※2

◆◆こども・若者の意見

※1 社会参加していないことの大きな理由のひとつに「どこで何をやっているかわからない」という意見がありました。こども・若者へ直接届く情報提供を推進することは、重要な課題のひとつです。

※2 高校生の意見で「大人の会議に出席したことがあるが、意見を言うことが難しかった」というものがありました。高校生にとって、附属機関等の堅苦しい会議は少しハードルが高いようです。

1-2 こども・若者の自己実現を応援

こども・若者が“より自分らしく幸福に”生きるために、自分の現在や将来を自ら選択し、決定し、実現していくことが重要です。こども・若者が、困難な状況にあっても様々な支援を受けながら自立した個人として自己実現できる社会の実現をめざします。

◆◆具体的な施策

将来像の形成支援	こども・若者に様々な学習機会や情報を提供することで、自らの将来を考え、自ら選択・決定し、希望と意欲を持って将来を切り開いていくことができるよう支援します。
若者の就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援	就労を希望する若者の就労支援を進め、経済的基盤の確保を支援するとともに、起業を志す若者のチャレンジを後押しします。経済的に困窮している特に支援の必要な人には、就労相談支援員によるハローワークへの同行訪問など支援を行います。
貧困状態にあるこども・若者の支援	貧困の状態にある家庭のこども・若者が、経済的な理由から人生の選択を制約されることがないよう支援することを通じて、貧困の連鎖の防止に努めます。
障害等のあるこどもへの支援	乳幼児からの切れ目のない支援を推進するとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、医療的ケアを必要とするこどもについて、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備に取り組みます。
ヤングケアラーへの支援	こども・若者が、家事や家族の世話を担うことにより学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題を早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、支援体制を強化します。
外国ルーツのこどもへの支援	さまざまな文化的背景を持つ外国にルーツのあるこども・若者に対し、就学支援や適応支援、日本語教育を推進して社会への適応と進学を後押しするとともに、母語を理解できないこども・若者に対し母語の習得を支援します。

多様な価値観の尊重	様々な学習機会を提供することで、固定化された価値観の解消や多様な価値観があることの理解を促進し、自分と他者が互いに自分らしい人生を歩み、幸福に暮らすことができるよう支援します。※3
困難な状況にあるこども・若者の支援	虐待、いじめ、不登校やひきこもりなど困難な状況にあるこども・若者やその関係者が相談しやすい体制の充実を図ります。

◆◆主な取組

- ①各分野で活躍されている方の講演会や講習会の開催、職場体験学習、学びの場の提供
- ②合同企業説明会の開催、創業者への支援
- ③就学援助、奨学金、新規事業を積極的に検討
- ④保育所・学校等におけるインクルージョンの推進、保育所等訪問支援の充実、学校等における医療的ケアを必要とするこどもへの訪問看護の提供
- ⑤ヤングケアラーの実態把握
- ⑥外国語指導員の充実、プレスクールの充実
- ⑦総合的学習の推進、子ども向け体験の推進、社会学級等の開催、結婚を希望する人への支援、校則を見直す環境づくり
- ⑧スクールカウンセラー等相談体制の充実、不登校児童生徒への対応、いじめ対策の推進、こども・若者への各種相談体制の充実

◆◆こども・若者の意見

※3 こども・若者の意見として「校則の見直し」に関するものが多くありました。こどもたちが校則の意義や保護者の考え方・学校の考え方を理解した上で、必要性を含めた内容の議論を実施できる環境が必要です。

2

第4章 施策の展開

こども・若者が健全に育つ環境の整備

2-1 教育保育環境の整備

こどもたちが、質の高い教育・保育を受けることができるよう環境整備を進めるとともに、教職員等の資質向上、体罰や不適切な指導の防止に努めます。また、就学後のこどもたちが、豊かな体験を通して、社会性や自ら進路を選択する力を身に付けられる教育環境を整えます。

◆◆具体的な施策

幼児教育・保育の充実	保育士・保育教諭の働き方の見直しや業務改善に積極的に取り組み、教材研究等の準備時間を充実させるなど、保育の質の向上に努めるとともに、園の運営に対する評価検証を行うことで更なる幼児教育・保育の充実を推進します。 また、児童発達支援センターと保育園・幼稚園等との交流の機会を設けるとともに、相談支援等の機能を整備します。
幼児教育・保育等に携わる人材の確保と育成	潜在保育士の復職支援研修の開催や学生の体験就業など、潜在的人材の発掘と職員の育成に努めるとともに、職員が働きやすい環境づくりを推進します。
学校教育の充実	ICTを活用するなど先進的な教育環境の整備に努めるとともに、幼児教育・保育と学校教育との円滑な接続を実現することにより、こどもたちが安心して学習できる、切れ目のない教育環境を構築します。 また、困難を抱えるこどもが安心してSOSを発することができる教育環境の整備など、こどもたちが自ら考えや気持ちを発信しやすい環境整備を行います。

◆◆主な取組

- ①施設改修等や業務改善による保育環境の充実、ICTの活用、保育園・幼稚園・小中学校の連携の強化、園の運営に対する評価検証、インクルーシブ

保育の充実、保育所等への巡回支援の充実、児童発達支援の充実、保育所等訪問支援の充実、児童発達支援センターの機能強化

- ②保育士・保育教諭の人材発掘と育成・定着
- ③体験活動等の推進、ICTの活用、科学体験による学び場の提供、保育実習の実施、特別支援教育の充実

2-2 心と体の成長の支援

豊かな心や思いやりの心を持ち、健やかに心と体を成長させることができるよう支援します。

◆◆具体的な施策

こころの健康づくり	人権教育、動植物の飼育栽培などを通して、心の教育の充実を図るとともに、自分の心と体を大切にすることや他者を尊重することの大切さを学ぶ機会を設けます。
予防接種と健康診査	各種予防接種について受けやすい体制を整え、乳幼児健康診査や幼児歯科健康診査を通じ、こどもたちの健康づくりを支援します。

◆◆主な取組

- ①心の教育の充実、思春期保健対策の充実、異年齢児との交流機会の充実、人権擁護委員等との連携
- ②乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査、予防接種

2-3 こども・若者にやさしいまちづくり

こども・若者が安心して過ごせる居場所や安心・安全に遊べる場所の確保をはじめ、全市域において安心・安全な環境を整備し、こども・若者にやさしいまちづくりを進めます。

◆◆具体的な施策

居場所づくり	すべてのこども・若者が、安心・安全に過ごすことができる多くの居場所を持つことができるよう、公共施設を活用して気楽に、気軽に立ち寄ることができる居場所を充実させるとともに、地域におけるこども・若者の居場所づくりとなるような活動を支援します。※4
遊び場の確保	公園などの既存の遊び場の魅力向上とともに、身近な遊び場となる公園の整備を進めます。また、雨天時や猛暑の夏にも活用できる遊び場の充実に取り組みます。※5
安心・安全な環境の整備	防犯や交通安全についての教育をはじめ、各種設備の充実等により、安心・安全な環境を整備します。

◆◆主な取組

- ①居場所の充実、居場所の情報発信、児童館の充実、放課後子ども教室
- ②魅力あふれる公園づくりの推進、身近な公園緑地の整備、屋内の遊び場の充実、おもちゃライブラリーの運営、おもちゃ病院
- ③人にやさしいまちづくりの推進、安全教育の充実、通学路の安全点検、防犯灯・道路安全灯の整備、防犯訓練等の実施、地域の防犯体制強化

◆◆こども・若者の意見

※4 居場所に関する特徴的な意見としては、「癒される、自分らしく居られる、大人がいない、1人になれる」などの声があり、人間関係などに疲れている一面が見られました。こども・若者が自分らしく過ごすことができる空間の整備を、彼らの意見を取り入れながら進める必要があります。

※5 「雨天時でも遊べる屋内の施設が欲しい。」との意見があり、最近の猛暑も考慮すると屋内で遊ぶことができる施設のニーズは高いと考えられます。

2-4 関係機関の連携強化・組織体制の充実

こども・若者が健全に育つ環境を実現するため、園・学校・福祉・医療機関等の連携を強化します。また、「刈谷市子ども・子育て会議」を中心とする組織体制を活用し、本計画に位置付けた各種施策を円滑に進めるとともに、新たにこども家庭センターを組織し、母子保健機能・児童福祉機能の一体的な運営体制を向上させ、包括的かつ切れ目のない支援を推進します。

3

第4章 施策の展開

安心して子育てできる環境の構築

3-1 ライフステージに応じた子育て支援

それぞれのライフステージにおける課題を十分把握し、妊娠期から子育ての期間までを切れ目なく質の高い支援をすることで、子育て当事者の将来への見通しを示し、安心感の向上を図ります。

◆◆具体的な施策

妊娠・出産への支援	父母がともに、妊娠・出産に対する理解を深めることを通じて、母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
子どもの成長、発達への支援	妊娠・子育て応援室や養育支援訪問などの様々な機会を捉えて家庭の悩み等を傾聴し、必要に応じて各種子育て支援サービスにつなげることで子どもの成長や発達の状況に応じた適切な支援を行います。
子育て情報の提供	子育て情報誌や子育て支援ホームページを常時見直し、内容の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスの積極的な情報発信に努めます。

◆◆主な取組

- ①産後ホームヘルパーの派遣、あかちゃん訪問、育児ママ訪問サポート、妊娠婦健康診査、妊産婦歯科健康診査、産後ケア、産後の精神的支援、講座の開催（パパママクラス等）
- ②妊娠・子育て応援室、養育支援訪問、各種相談の実施、乳児等通園支援事業

3-2 ニーズに応じた子育て支援

すべての子どもが持つ個性や多様性を尊重しつつ、子育て家庭の事情や特性に応じたきめ細かな支援を行うことで、子どもたちのウェルビーイングを向上させ、子育て当事者の負担の軽減を図ります。

◆◆具体的な施策

緊急時等の支援	保護者が傷病などにより家庭での養育が一時的に困難となった場合に実施するショートステイや子どもの病気やけがなどの緊急時に安心して診てもらうことができる小児医療体制の充実を図ります。
ひとり親家庭への支援	個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど安心して自立した生活を送るための総合的な支援を行います。
DV 被害者への支援	DVに関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、関係機関との連携により被害者の適切な保護及び日常生活への支援を行い、自立促進を図ります。
配慮が必要な子ども・家庭の子育て支援	発達に心配のある子どもの早期支援に努めるとともに、発育・発達に心配のある子どもなど支援を必要とする家庭への訪問指導、相談を行います。また、児童虐待について広報や啓発を進めて未然防止・早期発見に努めるとともに、支援が必要な家庭に対し専門的な相談体制の充実を図るなど総合的な児童虐待防止対策を推進します。

◆◆主な取組

- ①病気や事故等についての学習機会の充実、ショートステイの充実、小児救急医療体制の充実、小児救急電話相談の紹介
- ②自立支援教育訓練給付金の支給、高等職業訓練給付金の支給、養育費に関する公正証書等作成促進給付金の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、家庭生活支援員の派遣、母子等自立支援員による相談支援
- ③緊急一時保護の実施、相談体制の充実
- ④療育ネットワークの充実、早期療育の機会づくり、要保護者対策地域協議会の充実、障害児の緊急一時預かり、家庭児童相談室の充実

3-3 暮らしと子育ての両立支援

性別に関係なく子どもとともに過ごす時間を作ることができ、さらには、仕事などの自分の時間を大切にすることができるといった環境が整っているということは、子育てを現在行っている方にとって望ましいだけでなく、自身のライフコースを描き始めた若者にとっても将来の選択肢が広がることに繋がります。子育て当事者や若者が自身の望むライフコースを諦めることがないよう、暮らしに子育てが調和した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

◆◆具体的な施策

保育体制の充実	多様化する働き方や保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、待機児童が生じないように保育体制の強化に努めます。
放課後児童クラブの充実	待機者が生じることのないように、クラブの施設整備を進めるとともに、放課後児童クラブの利用者の利便性向上に努めます。また、放課後子ども教室との連携や、地域の人材の活用等により、活動内容の充実を図ります。
男女が協力して行う子育ての推進	事業所、地域、子育て支援団体などと相互に連携し、男女がともに協力して子育てができるよう、家事・育児の分担や協力について、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った啓発を行うとともに、親の子育て力の向上や子育てへの参加促進に努めます。

◆◆主な取組

- ①保育の受け皿の確保、延長保育・休日保育の充実、幼稚園一時預かりの充実、保育園一時預かりの充実、病児・病後児保育の実施、臨時保育室（レンガルーム）の設置
- ②手続きの簡素化、昼食配達サービスの整備
- ③ファミリー・フレンドリー企業等の普及促進、再就職希望者の能力開発の支援、男女共同参画講座等の充実、子育てパパ応援事業の実施

3-4 経済的支援

出産を希望する人が、こどもを生み、育てることを経済的事情であきらめることがないように、また、経済的な負担感のために子育て当事者のウェルビーイングが低下することのないように、社会情勢等を考慮しながら適切な経済的支援を行います。

4

第4章 施策の展開

社会全体での子育ての推進

4-1 交流とネットワークづくりの充実

子育て家庭・子育てサークル・子育て支援団体・地域住民などの交流や情報交換を促進するとともに、社会全体でこどもを育てる機運の醸成や新たな支援者の育成を図ることで、子育て家庭が地域で子育てしやすい環境を整備します。

◆◆具体的な施策

子育てサービス利用者支援体制の構築	地域の子育て支援拠点を中心に、子育てコンシェルジュによる情報提供や相談・助言、子育て支援センター等における相談支援を進め、子育て支援サービスを利用しやすい体制づくりに努めます。
子育て支援団体の育成とネットワーク強化	地域で活動する子育て支援団体が、地域の子育て支援の担い手として力を発揮し、保護者の情報交換や親子の友だちづくりの機会となるよう、活動の相談や活動の場の提供などを行います。同時に、子育て支援のためのネットワーク会議の開催等により、団体間のネットワークの強化を図ります。
地域の人材発掘と育成	離職中の保育士など、地域の子育て支援を担える人材の発掘に努めるとともに、子育て経験者が新たな地域活動の担い手となるような機運を高め、地域における子育て支援の活性化を図ります。

◆◆主な取組

- ①子育て支援センターや子育て広場などの地域における子育て支援の充実、ほのぼのルーム
- ②子育て支援団体等の育成支援、子育て支援団体等のネットワークづくり、地域活動の担い手づくり
- ③子育て支援団体と地域住民の連携、民生委員・児童委員・主任児童委員の活動支援、里親制度の啓発、ファミリー・サポート・センターの運営

4-2 こどもの育ちを支援する環境の整備

こども・若者が社会に参加することは、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高め、自己実現を後押しするだけでなく、地域社会へ活力やにぎわいをもたらします。そういう好循環を生み出すための繋がりの整備を進めます。

◆◆具体的な施策

開かれた学校・園づくり	こどもを地域全体で育む、地域に開かれた学校・園づくりを進めることにより、地域住民が、こどもたちの育成支援に参加しやすい環境を整備するとともに、学校や園がこどもにとって安心できる居場所となるような環境づくりを進めます。
こども・若者が活躍する場づくり	地域や企業、子ども会などの団体等との協働を進め、こども・若者が地域の様々な場面に参画して活躍できるよう、多様な機会づくりを図ります。

◆◆主な取組

- ① 地域学校協働活動の推進、地域住民による教科支援、地域住民による保育活動支援、地域講師の活用、学校・園のホームページの運営、生活指導懇談会の開催、家庭教育地域推進事業の充実
- ② 世代間交流の充実、学校を通じた地域活動への参加の促進、子ども会活動の支援、若者が主催するイベントへの支援

1

第5章 量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める「教育・保育提供区域」ごとの教育・保育の量の見込み等を定めることとされています。

本市では、第1期・第2期ともに刈谷市子ども・子育て支援事業計画において、全市域を1つの教育・保育提供区域としてきました。幼稚園は小学校区ごとに整備しており、保育園、乳児園をあわせて市内全域にバランスよく配置しています。よって、本計画においても、これまで同様、全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

量の見込みと確保の内容

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定（教育標準時間認定）

【対象】

満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】

幼児園、幼稚園

【提供体制の考え方】

必要な量を満たしており、現在の体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1,285	1,256	1,250	1,214	1,208
B 確保の内容	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760
幼児園	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
幼稚園 (私立)	300	300	300	300	300
B - A	1,475	1,504	1,510	1,546	1,552

②2号認定（保育認定）

【対象】

満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方
【利用先】

認可保育所、幼稚園、幼稚園、認可外保育

【提供体制の考え方】

民間園の新規誘致を図る一方で、3号認定の保育需要に対応するべく、既存の公立保育園を乳児園化するため、最終的には微減となります。しかし、現在の体制で計画期間中も十分な確保ができる見込みです。

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2,397	2,344	2,332	2,265	2,254
B 確保の内容	2,816	2,816	2,816	2,876	2,742
認可保育所	1,315	1,315	1,315	1,375	1,241
幼稚園	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
幼稚園 (私立)	60	60	60	60	60
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	351	351	351	351	351
B - A	419	472	484	611	488

③3号認定（保育認定）

【対象】

満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方
【利用先】

認可保育所、認可外保育

【提供体制の考え方】

2号認定の確保体制が十分に整っていることから、既存の公立保育園をさらに乳児園化することや民間園の新規誘致を図ることにより、増大する3号認定の保育需要に対応します。また、認可外保育施設への支援を拡充し、新規建設や既存の受入れ枠拡大を促します。

■0歳

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	397	396	396	396	397
B 確保の内容	201	272	323	380	401
認可保育所	167	197	203	209	215
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	34	75	120	171	186
B - A	▲196	▲124	▲73	▲16	4

■1歳

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	707	712	710	708	710
B 確保の内容	615	650	694	759	769
認可保育所	509	534	554	574	574
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	106	116	140	185	195
B - A	▲92	▲62	▲16	51	59

■2歳

単位（人）

就園児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	707	694	699	697	695
B 確保の内容	749	785	791	881	893
認可保育所	605	635	635	695	695
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育	144	150	156	186	198
B - A	42	91	92	184	198

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、11 時間を超えて保育園において保育を実施する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位 (人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	500	500	500	500	500
B 確保の内容	500	500	500	500	500
B - A	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

【提供体制の考え方】

現在の体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位 (人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1,156	1,126	1,068	1,041	1,016
低学年	957	932	884	861	842
1年生	399	388	369	358	351
2年生	325	317	300	293	286
3年生	233	227	215	210	205
高学年	199	194	184	180	174
4年生	122	119	113	110	107
5年生	54	53	50	49	47
6年生	23	22	21	21	20
B 確保の内容	1,156	1,126	1,068	1,041	1,016
B - A	0	0	0	0	0

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設への入所等により一定期間養育を行う事業

【提供体制の考え方】

市外の 10 施設と契約して実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

今後も近隣市の施設と連携を図り、保護者の利用希望に対応していきます。

単位（日）

年間延べ利用日数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	50	50	50	50	50
B 確保の内容	50	50	50	50	50
B - A	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【提供体制の考え方】

子育て支援センター5か所、子育て広場4か所で実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
B 確保の内容	207,700	207,700	207,700	207,700	207,700
B - A	57,700	57,700	57,700	57,700	57,700

⑤一時預かり事業

【事業内容】

家庭において一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【提供体制の考え方】

すべての幼稚園において在園児を対象とした預かり保育を実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

保育園における一時保育等についても、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

■幼稚園の預かり保育

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	36,700	35,800	35,700	34,600	34,500
B 確保の内容	36,700	35,800	35,700	34,600	34,500
B - A	0	0	0	0	0

■その他の一時預かり

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	13,200	13,000	13,000	12,900	12,900
B 確保の内容	13,200	13,000	13,000	12,900	12,900
保育園の一時保育	12,190	12,000	12,000	11,910	11,910
ファミリー・サポート・センター(病児・病後児を除く)	1,010	1,000	1,000	990	990
B - A	0	0	0	0	0

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、保育園に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

【提供体制の考え方】

公立1か所、私立2か所で実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	320	310	310	310	310
B 確保の内容	2,848	2,848	2,859	2,848	2,848
B - A	2,528	2,538	2,549	2,538	2,538

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。事業の周知を行い、会員数の増加を図ります。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
B 確保の内容	3,795	3,795	3,795	3,795	3,795
B - A	1,295	1,295	1,295	1,295	1,295

⑧妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業

【提供体制の考え方】

愛知県内の医療機関において実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

妊婦健康診査 1回目の受診者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1,352	1,349	1,352	1,354	1,354
B 確保の内容	1,352	1,349	1,352	1,354	1,354
B - A	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師が訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

訪問乳児数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1,249	1,245	1,242	1,245	1,247
B 確保の内容	1,249	1,245	1,242	1,245	1,247
B - A	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や家庭児童相談員がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言を行う事業

【提供体制の考え方】

保健師や家庭児童相談員が実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（世帯）

保健師訪問世帯数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	508	506	505	506	507
B 確保の内容	508	506	505	506	507
B - A	0	0	0	0	0

⑪子育てサービス利用者支援事業

【事業内容】

子育て支援センター等において情報提供や、必要な相談・助言を行うとともに、
関係機関との連絡調整を行う事業

【提供体制の考え方】

子育て支援センター（3か所）、子ども課窓口や妊娠・子育て応援室において、
子育てコンシェルジュや保健師等が相談に対応しており、現在の提供体制で計画
期間中も確保できる見込みです。

■基本型

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B - A	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関（※3か所ともに基本型と重複）

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B - A	0	0	0	0	0

■特定型

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1
B - A	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

単位（か所）

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1
B - A	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付事業

【事業内容】

新制度に移行していない私立幼稚園を利用している子どものうち、第3子など一定の要件を満たす場合に副食費の補助を実施する事業

【提供体制の考え方】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	35	35	35	35	35
B 確保の内容	35	35	35	35	35
B - A	0	0	0	0	0

⑬子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

【提供体制の考え方】

令和7年度から事業を実施します。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	103	102	101	100	99
B 確保の内容	103	102	101	100	99
B - A	0	0	0	0	0

⑯児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

【提供体制の考え方】

計画期間内の実施予定はありませんが、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B - A	0	0	0	0	0

⑯親子関係形成支援事業

【事業内容】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

【提供体制の考え方】

児童発達支援センター等で親子支援プログラムを実施します。

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	65	65	65	65	65
B 確保の内容	65	65	65	65	65
B - A	0	0	0	0	0

⑯妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

【提供体制の考え方】

こども家庭センターの設置及び乳児家庭全戸訪問事業において実施します。

単位 (回)

年間延べ利用回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	3,925	3,911	3,902	3,911	3,917
B 確保の内容	3,925	3,911	3,902	3,911	3,917
こども家庭センター	2,676	2,666	2,660	2,666	2,670
乳児家庭全戸訪問事業	1,249	1,245	1,242	1,245	1,247
B - A	0	0	0	0	0

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の理由に関わらず、保育所等を一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じて子どもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業

【提供体制の考え方】

保育園における一時保育の提供体制を計画期間中も確保しながら、一時保育実施園の一部を乳児等通園支援事業に移行するとともに、当該事業を実施する民間園の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。

■ 0歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	11	11	11	11
B 確保の内容	—	11	11	11	11
B－A	—	0	0	0	0

■ 1歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	16	16	16	16
B 確保の内容	—	16	16	16	16
B－A	—	0	0	0	0

■ 2歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	17	17	17	17
B 確保の内容	—	17	17	17	17
B－A	—	0	0	0	0

⑯産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

【提供体制の考え方】

宿泊型、日帰り型、訪問型のケアを利用者のニーズに応じて提供しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。

単位（人）

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	589	589	589	589	589
B 確保の内容	589	589	589	589	589
B - A	0	0	0	0	0

3

第5章 量の見込みと確保方策

教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

（1）質の高い教育・保育の提供

本市では、私立保育園の誘致を進めるとともに、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園に、一部の公立保育園を乳児園に移行し、市内全域において質の高い教育・保育を提供できる体制を整備してきました。今後も、社会情勢の変化や保護者のニーズを注視し、提供体制の充実を図っていきます。

質の高い教育・保育を提供するためには人材確保が大切です。そのため、潜在保育士の復帰支援研修の開催や働きやすい職場づくりなど、人材確保のための様々な取組を行います。

また、保育者等の資質を向上するため、園内研修だけでなく、複数の施設が協働で行う研修等の機会も充実し、専門性を高めることができるよう支援します。

（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

本市では、安心・安全な教育・保育の提供を目標とし、多様な保育に取り組んでいます。障害があるこども、医療的ケア児、外国籍のこどもなど、特別な配慮を要するこどもたちも、障害がないこどもも同じ保育環境の下で生活する保育に取り組みます。また、地域子ども・子育て支援事業についても同様に、安全に、安心して利用できる事業として実施するとともに、こどもと子育て家庭のニーズに応じた多様な支援が行えるよう実施します。

（3）関係機関の連携による切れ目のない支援の実現

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるとともに、小学校での学習に期待を高める時期でもあることから、幼児期の教育・保育から小学校教育に滑らかに移行できるような取組が重要です。そのため、本市では、保育園・幼稚園等から小学校への切れ目のない接続を実現するための取り組みに力を入れており、今後も継続して取り組みます。

本市の保育園・幼稚園では、地域の小学校と懇談会や合同研修会を開催したり、地域と交流するなど、一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた連携の推進に努めます。

さらに、障害がある子どもや支援が必要な家庭などを、個々の状況に応じて適切にケアできるよう、保健センター・医療機関、福祉部局等とも緊密に連携を取り支援します。

4

第5章 量の見込みと確保方策

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の方策

認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、平成27年にスタートした子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等を利用される方が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定の申請」をする必要があります。以下の方針をもとに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

（1）情報提供

市のホームページ等を中心に制度の情報を周知するとともに、窓口等で説明する場合には、利用者に少しでもわかりやすく伝えることができるよう、説明資料を用いる等の工夫をします。

（2）申請手続きの支援と負担の軽減

新制度に移行している幼稚園、国立大学附属幼稚園、新制度に移行していない幼稚園、幼稚園や児童園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用者は、施設等利用給付の申請が必要です。施設の協力の下で、利用者の申請手続きを支援していく体制を構築するとともに、申請事務の簡素化等を検討し、利用者の負担軽減を図ります。

（3）愛知県との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、愛知県と連携し、必要に応じて施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

子ども・若者計画の観点から

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定された市町村子ども・若者計画としての内容を包含するものです。基本理念から施策の展開までの各所にその要素は含まれていますが、特に以下の点を留意しながら施策を推進していきます。

(1) こども・若者の居場所づくり

こども・若者が、学校や家庭以外に安心して過ごすことのできる場所をみつけることや、普段は経験することのできない体験をしたり、様々な人との関わり合いを通じて豊かな社会性や人間性を育んだりすることは、こども・若者の健全な育成において重要なことです。

地域全体でこども・若者を見守っていくとともに、地域社会とのつながりの希薄化や共働き世帯の増加、家族形態の変化に伴い、話し相手や相談相手がない状態で心配事を抱えているこども・若者、またその家族が気軽に足を運ぶことのできる居場所づくりを推進します。

(2) 困難を抱えるこども・若者に対する相談体制の整備

現代のこども・若者の困難は、様々な複合的要素を含んでおり、相談においても複雑化、長期化している傾向があります。こども・若者の困難を早期に発見するためにも、支援団体が連携し、専門的な知識を活かしながら様々な視点から支援ができるよう、総合的な支援体制を構築していく必要があると考えます。また、困難を抱える当事者だけでなく、家族等への支援も行い、多角的な視点から困難を解決することも重要なことです。現代のこども・若者のニーズをつかみ、相談する機会を求める人の様々なライフスタイルに対応できるよう相談体制について検討し続けることが重要であると考えます。

(3) 関係機関の連携

子ども・若者支援地域協議会を通じた情報交換や連携の強化などにより、「顔が見えるネットワークづくり」を推進し、こども・若者の成長に対して切れ目のない支援体制を構築していくことが必要と考えます。特に、学校から社会への移行をするタイミングにおいては、より密接な教育機関や支援団体等の連携や、情報を迅速に共有することのできる体制を構築することが重要となります。

第6章 計画の推進に向けて

子どもの貧困対策についての計画の観点から

本計画は、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定された市町村計画としての内容を包含するものであり、基本理念から施策の展開までの各所にその要素は含まれているが、特に以下の点を留意しながら施策を推進していきます。

(1) 子育て中の貧困家庭に対する相談体制の整備

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある家庭への支援として生活困窮者自立支援制度を設けています。経済的な困窮をはじめとして、就労、住居、健康、家計、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化している状況において、生活全般について包括的な相談支援を進めます。

(2) 若者の就労支援・雇用と経済的基盤安定への支援

生活に困窮する若者に対し、次に掲げる支援を中心に経済的基盤安定に向けた支援を進めます。

ア 就労準備支援

就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等といった複合的な理由で就労に向けた準備が整っていない若者に対して、計画を立てて、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。

イ 就労支援

就労に向けた準備は一定程度整っているものの、個別に求職活動の支援を行うことが必要と判断される若者については、就労相談支援員によるハローワークへの同行訪問や、面接、応募書類作成等の支援を行います。

ウ 住居確保給付金

離職等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある若者を対象に、求職活動を行うことを条件に一定期間家賃相当額（上限あり）を支給します。

（3）貧困状況にあるこども・若者への学習支援

ひとり親家庭や、経済状況により生活に困窮する家庭のこどもたちが、家庭の経済格差が教育格差となり、不利な就職から貧困につながる「貧困の連鎖」を生じることがないよう学習支援や、高等学校就学の支援を行います。

3

第6章 計画の推進に向けて

少子化社会対策大綱の観点から

少子化社会対策大綱には、「直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進」とあります。結婚や子育てしやすい環境の整備など少子化社会対策大綱に掲げられた理念を包含する本計画に基づき、第8次刈谷市総合計画において2032年までの目標値として定めた合計特殊出生率1.61に向けて、各種施策をこれまで以上に、そして粘り強く推進していきます。

4

第6章 計画の推進に向けて

PDCA サイクル

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「刈谷市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。刈谷市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画の実施状況の点検・評価を刈谷市子ども・子育て会議で実施します。

点検・評価に当たっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行うことや、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施するなど、多面的な手法を検討します。





本計画に掲載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

(50 音順)

ICT (アイ・シー・ティー)

情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。コンピュータやインターネットを活用して情報を収集、処理、伝達する技術のこと。

医療的ケア

学校や自宅などで日常的に行われている導尿、経管栄養などの医療行為のこと。

インクルージョン

国籍や年齢、障害の有無などに関わらず、すべての個人が社会の一員として受け入れられ、尊重される状態のこと。

また、すべての子どもがともに学び、育つことを目指す保育の形態をインクルーシブ保育といいます。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良好な状態のこと。子どもの健全な成長と発達を支えるために重要で、ウェルビーイングの向上は子どもの幸福感や生活の質を高めることにつながります。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。平成 27 年 9 月に国連で採択された、「誰一人取り残さない」という理念のもと、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のこと。17 のゴール、169 のターゲットから構成されます。

合計特殊出生率

その年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15 歳～49 歳）が、生涯に平均何人の子どもを出産するかを推計した値のこと。

コーホート要因法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という 2 つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計すること。

子育てコンシェルジュ

様々な子育て情報を市民に分かりやすく伝える、子育て支援サービスの案内人のことです。

こども家庭センター

令和4年6月の改正児童福祉法により、市町村において設置が努力義務とされた、すべての妊産婦、子育て世代、こどもに対し相談支援を行う機関のこと。母子保健・児童福祉の両機能が一体的に、子育てに困難を抱える家庭に対し、切れ目なく、漏れなく対応することを目指しています。

こども基本法

令和4年6月に公布、令和5年4月に施行された、こどもの権利や福祉を保障するための基本的な法律のこと。すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長できるよう、こどもの権利を守ることを目的としています。

こども施策

こども基本法第2条第2項において、こどもに関する施策（こどもの健やかな成長のサポートや子育て支援）及びこれと一体的に講ずべき施策と定義されています。一体的に講ずべき施策には、教育や医療等に関する施策が含まれます。

こども大綱

令和5年12月に閣議決定された、こども施策を総合的に推進するための大綱のこと。こども施策に関する基本的な方針及び重要事項、その他こども施策の推進のために必要な事項について定めています。

産後ケア

出産後の母親と乳児に対する心身のケアや育児指導等の支援のこと。母親の身体的・精神的回復を支援し、育児のサポートを行います。

自己肯定感

自分自身を肯定的に評価することのできる感情や感覚のこと。

自己有用感

自分が他者や社会にとって役立つ存在であると感じる感情や感覚のこと。

児童養護施設

児童福祉法で規定された児童福祉施設で、保護者の不在や病気、保護者による虐待等の事情により家族による養育が困難なこどもを保護し、養育する施設のこと。こどもの安全と健全な成長を支援します。

潜在保育士

保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者のこと。なお、保育士資格は、有効期限を定められていません。

乳児園

刈谷市内において、0～2歳児クラスまでの子どもを受け入れる保育所の名称を、「乳児園」としています。

病児・病後児保育

病気中や病気回復期の子どもを預かる保育サービスのこと。子どもの病気などを理由に保育園等での預かりができず、加えて親が仕事を休めない等の理由で、家庭での保育ができない場合に利用されます。

ファミリー・フレンドリー企業

従業員の仕事と家庭生活の両立に十分配慮し、多様かつ柔軟な働き方の選択を可能とする様々な施策を行っている企業のこと。

プレスクール

外国人の子どもが入学した小学校に早期に適応できるようにするための、初期の日本語指導や学校生活指導を行う取組のこと。

なお、刈谷市では、小学校に在籍している子どもに加え、中学生や入学前の幼児も利用できます。

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている子どものことを指しています。

幼児園

刈谷市内において、3～5歳児クラスまでの子どもを受け入れる公立の幼保連携型認定こども園の名称を、「幼児園」としています。

ライフコース

就職、結婚、出産など、個人が一生の間に選択しうる、柔軟で多様な選択肢と、その結果形成される人生の道筋のことを指しています。

ライフステージ

個人の一生において節目となる出生、就学、結婚、退職等の出来事によって区分される段階のことを指しています。

2

資料編

策定経過



年月日	内 容
令和5年4月20日	刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置
10月2日	令和5年度第1回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保の内容」について (2) 市町村こども計画の策定について
11月14日	令和5年度第1回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保の内容」について (2) 市町村こども計画の策定について (3) 刈谷市子育て支援に関するアンケート調査について
11月27日～12月22日	【アンケート調査】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 対象 刈谷市内在住の「就学前児童」及び「小学生（1～3年生）児童」の保護者
令和6年2月15日	令和5年度第2回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 子育て支援に関するアンケート調査結果報告書について
3月5日	令和5年度第2回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 子育て支援に関するアンケート調査結果報告書について
3月25日	行政経営会議 刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会の検討結果について
4月23日	刈谷市こども計画策定部会設置
4月25日～5月17日	【アンケート調査】令和6年度 児童・生徒の意識や行動に関するアンケート 対象 市内の小中学校に通う小学5年生、中学2年生
7月3日	令和6年度第1回刈谷市こども計画策定部会 (1) 第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保の内容」について (2) こどもたちの意見聴取について (3) 高校生アンケートの実施について (4) 刈谷市こども計画（骨子案）について (5) 今後のスケジュールについて
7月8日～7月19日・9月2日	【アンケート調査】刈谷市 子どもの生活・意識に関する調査 対象 市内5つの高校に通う生徒
7月18日	【対面での意見聴取】朝日中学校での意見聴取 対象 中学2年生
7月22日～9月4日	【アンケート調査】令和6年度 児童扶養手当現況届を提出される方へのアンケート 対象 刈谷市内在住の児童扶養手当受給資格取得者

年月日	内 容
7月 26日	令和6年度第1回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画「量の見込みと確保の内容」について (2) こどもたちの意見聴取について (3) 刈谷市こども計画の骨子案について
7月 29日	【対面での意見聴取】かりや Kodomo Mirai ワークショップ 対象 市内5つの高校に通う生徒の有志
8月 7日	【対面での意見聴取】刈谷南中学校での意見聴取 対象 中学1・2年生の有志
8月 14日、 8月 21日	【ヒアリング調査】子育て支援についての団体ヒアリング調査 対象 市内で活動する子育て支援団体 3団体
9月 10日	【対面での意見聴取】富士松中学校での意見聴取 対象 中学2年生
9月 30日	令和6年度第2回刈谷市こども計画策定部会 (1) 刈谷市こども計画(素案)について (2) 今後のスケジュールについて
10月 23日	令和6年度第2回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 刈谷市こども計画(案)について
11月 18日	行政経営会議 刈谷市こども計画策定部会の検討結果について
11月 26日	市内全中学校の全クラスにこども向け概要版(案)を配布
12月 2日～ 令和7年1月6日	パブリックコメントの実施
12月 18日	刈谷市こども計画概要庁内説明会
1月 10日	令和6年度第3回刈谷市こども計画策定部会 (1) 刈谷市こども計画(案)について (2) 今後のスケジュールについて
1月 22日	令和6年度第3回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 刈谷市こども計画(案)について (2) 多様な集団活動事業の利用支援制度について
2月 3日	行政経営会議 刈谷市こども計画策定部会の検討結果について
3月 10日	市民文教委員会

3

資料編

関連リンク集



ボタンをクリックもしくはタップすると、刈谷市ホームページ内の該当ページにアクセスできます。

(1) 刈谷市子ども・子育て会議

刈谷市子ども・子育て会議の概要やこれまでの開催履、会議資料等を掲載しています。

[リンクにアクセス](#)



(2) パブリックコメント

刈谷市こども計画の策定にあたり、パブリックコメントで市民の皆様からいただいた意見と、それに対する市の考え方等を掲載しています。

[リンクにアクセス](#)



(3) 刈谷市こども計画

刈谷市こども計画や刈谷市こども計画（こども向け概要版）等のPDFデータを掲載しています。

[リンクにアクセス](#)



刈谷市こども計画

刈谷市

次世代育成部 子育て推進課、子育て支援課、子ども課

福祉健康部 福祉総務課、生活福祉課

刈谷市教育委員会

教育部 生涯学習課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL 0566-62-1061 (子育て推進課 直通)